

Title	宋元刊資治通鑑について
Sub Title	
Author	尾崎, 康(Ozaki, Yasushi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1988
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.23 (1988.) ,p.171- 224
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本隆信教授退職記念論集
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000023-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宋元刊資治通鑑について

尾崎 康

資治通鑑二九四卷は司馬光が劉恕・劉攽・范祖禹らの協力を得、一九年の歳月をかけて、元豊七年（一〇八四）に目録・考異各三〇巻とともに完成した。

資治通鑑はその草稿の一部が現存しているほどであるが、むろんまもなく雕版されて、一般には版本が行われた。現存最古の資治通鑑の刊本は、北宋版はもはやなくて、宋紹興三年の両浙東路茶塩司刊本であるが、これはあるいは北宋原刊本の覆刻であろうかと思われる。そして、この茶塩司本のもは補写ながら、以後の大半の刊本の巻末に、次のような上進表、詔書、列銜の類が附刻されていて、成立から開版までの経過を示している。

元豊七年十一月の司馬光の上表、それに伴う子の司馬康・范祖禹・劉恕・劉攽との五名の進呈の列銜、この上皇を受けての（十二月）一五日の奨諭詔書、「元豊八年九月十七日准尚書省

劉子奉／聖旨重行校定」の二行、続けて「元祐元年十月十四日奉／聖旨下杭州鏤板」の二行と范祖禹ら校定・校対官一〇名と尚書右僕射兼中書侍郎呂公著ら三名の列銜である。

なお、宋史卷一六・統資治通鑑長編卷三五〇神宗紀には、元豊七年二月戊辰に「降奨諭詔書」とある。

さらに両浙東路茶塩司関係の校勘監視等の列銜が二八名にも及ぶが、これは次節に取上げることでは係わりがない。

これらについて、章鉉の胡刻通鑑正文校末記述略の校余雜記

はいくつかの補説や異説を挙げている。

まず、元祐元年下杭州鏤板について、「惟考公本集乞黃庭堅同校通鑑副本奏、有『去年九月奉旨国子監鏤板』之説。菊坡叢話原書未見、見宋詩記事引。言之尤詳、云『元祐初、温公還朝、作門下侍郎、用宰相蔡持正劄子付下国子監開板、板成、徧賜宰執。』」と。この前者について、温国文正司馬公文集卷五一の奉乞黃庭堅同校資治通鑑劄子の全文は次の通りである。

臣先奉勅編修資治通鑑、共成二百余卷。於去年九月、内奉聖旨令秘書省正字范祖禹及臣男康、用副本重行校定。聞奉近又奉聖旨令據已校定到本、逐旋送国子監鏤板。竊緣上件文字卷秩稍、其范祖禹近差充修神宗皇帝実録檢討官、在彼自有職事、慮恐日近校不弁、有妨鏤板。臣竊見秘書省校書郎黃庭堅好學有文、即日在本省別無職事、欲望聖事特差、令范祖禹及臣男康同校定上件資治通鑑、所貴早得了、当取進止。

顧棟高の司馬太師温国文正公年譜は、これを要約して元祐元年二月に繋けている通りで、その前々年に編纂が完了し、正本を上呈したものの、劉恕はすでに卒し、司馬光・范祖禹と要職に就いて、刊刻のための底本あるいは版下の校正に人を欠いた

ために、急ぎ黃庭堅の協力を仰いだもので、八年九月一七日の重行校定の聖旨が黃庭堅らの任命であり、その結果、翌元祐元年に校定が完了して、一〇月に杭州で鏤版に附されたわけで、去年を元豊七年に遡らせる必要もはあまるまい。

次で明の單字の菊坡叢話であるが、台北の中央図書館の明成化序刊本が影印出版されたので、いま卷一九戲謔類にこの記事を見ることが出来る。前後を略すが、関連する部分は、

元祐初、温公還朝、作門下侍郎、用宰相蔡持正劄子付下国子監開板、令温公門下士及館職校讐之。板成、徧賜宰執侍從及校讐官、各以表謝。

というものである。

司馬光が政界に復帰して門下侍郎兼尚書左僕射となるとともに、開板という大事業の総決算の促進に蔡持正の協力を求め、そのための校定には黃庭堅のもとに門下生たちを動員したことを述べているが、「板成」は時間的に直ちに接続するものではなく、その後のことに話が移っている。すなわち、元祐元年に杭州で雕版が始められたであろうが、この六冊がまもなく完成したわけではない。むしろ、司馬光が病を得て、元祐元年九月丙辰に死去したのは、おそらくまだ校定中のことであつた。

胡刻通鑑正文校末記述略の校余雜記は、次に「張舜民画墁集有賜資治通鑑呈范淳父七律一首、黃庭堅集劉道原墓志、亦有『元祐七年刻資治通鑑版書成、詔賜其家。』以范祖禹、劉恕均預修書之役、故當時均得賜本也。」と刊刻の事業が六年間を要したことを伝える。張舜民の詩の末句に「祇有三人今一人」というのは、劉放も元祐四年に死去して、編者のうち生きてこの版本を賜ったのは范祖禹一人の意であろうから、刊刻がそれ以後に及び、すなわち劉恕の墓誌に七年とあることが肯ける。

結局、資治通鑑は元豐七年に完成して十一月に上進され、翌年の後半から約一年をかけて重ねて校定を行い、翌々元祐元年一〇月一四日の聖旨をもって杭州で雕版の事業が開始された。その間に司馬光らが死去したが、同七年になって刊刻が成ったようである。

ところで吉川幸次郎氏がすでに指摘されているところであるが（宋人の歴史意識——「資治通鑑」の意義——東洋史研究二四—四一九六六年）、資治通鑑の版本は半世紀後に金軍によって杭州から持ち去られた。すなわち、金史卷八〇赤蓋暉伝に

從攻寿春・歸德、及渡淮為先鋒、遇重敵于秀州・蘇州、皆

擊敗之、遂至余杭。通糧餉、治橋道、暉之力為多、乃還、載資治通鑑版以歸。

とあるもので、南宋の建炎三年（一一二九）冬のことであろう（金史卷三太宗紀天會七年）。これが元祐の版本であれば、開封の国子監に運ばれずに杭州に置かれたまま南宋に至っていたわけで、靖康要録に国子監の書板が靖康の変で金に奪われたというのをせつかく免れたのに、三年後に杭州で同じ運命に遭ったことになる。

経史の主な書の版には北宋代に二度以上刻されたと思われる本があり、資治通鑑も原刊の方が開封にあったと考えられないこともないが、なにぶんにも長巻であり、また金史赤蓋暉伝が特記する意味を思えば、その可能性は薄いかもしれない。

なお、吉川氏はこの第一次刊本の書影とおぼしい写真を所持しており、少くとも一部が現存するらしいとも言われたが、現在のところ北宋版の存在は確認していない。

このことといささか関連するが、高振鋒氏に《通鑑》北宋「監本」弁の近著があり（古籍整理研究 總第二期、一九八七年 第一期）、まず草鈺の胡刻通鑑正文校末記述略に、通鑑成立後に監本と杭本の二種の版本があったというとする。そして、本稿にすでに引いた通鑑の

成立および鏤版をめぐる諸資料や、王国維の兩浙古刊本考を用いて論じ、結局、章氏の兩本説は誤りで、国子監本を杭州で雕版に附したただけのものであるとする。

資治通鑑の宋元刊本には、大別してほぼ三種がある。

一 まず、元祐年間に刊刻されたのはむろん正文だけのもので、宋代にはこの国子監本の系統のものが主に通行したらしい。北宋刊本が現存するとは思えないが、紹興三年兩浙東路茶塩司刊本はおそらくその覆刻本であろう。傅增湘旧藏・北京図書館現蔵の百衲本（影印本・民国八年商務印書館刊）は、紹興刊本を中心として、他に六種もの宋刊本を配しているが、補配本はすべて無注本で、かつ建安の坊刻本と思われる。

二 次に、北宋の末か南宋の初ごろに史炤の通鑑積文のごく一部を夾注としたものが現れ、竜爪本と称された。成都府広都県費氏進修堂が板行したと胡三省はいうが、これも現存せず、南宋の鄂州鵠山書院刊本をこの覆刻とするにも多少の疑問が残る。元代に福州魏天祐がさらに鵠山書院本を重刻している。

三 そして、宋末元初に胡三省が詳細な音註を編纂して、元代以後の多くの刊本にはこれが正文中に挿入されるようになった。

た。元のいわゆる興文署刊本がおそらくその最初のもので、元版は他に知られないが、明清から現代まで本格的な出版はほとんどこれに拠っている。

宋紹興三年兩浙東路茶塩司刊本

多くの刊本にみえる司馬光の上進表・奨諭詔書・元豊八年重行校定、元祐元年杭州鏤板の列銜などの末には、

紹興二年七月初一日兩浙東路提拏茶塩司公使庫下紹興府余姚県刊板紹興三年十二月二十日畢工印造進入

として、関係者の列銜がある。そして北京図書館には「宋紹興二年至三年兩浙東路茶塩司公使庫刻本」が考異・目録とともに存し、一九五九年の善本書目に次の各本が著録されている。

各次行の（）内は補注。

資治通鑑二九四卷目錄三〇卷

一一六冊

（天祿琳琅統目）

資治通鑑二九四卷

配其他五種宋本

傅捐 一〇八冊

（百衲本・一九一九年上海商務印書館影印）

資治通鑑考異三〇卷 宋元通修(卷二七〜三〇) 一四冊
(配清影宋抄本)

資治通鑑目錄三〇卷 存卷一〜二七 二〇冊

(四部叢刊・涵芬樓燼余書錄)

第一の本で通鑑の本文と目錄は版式をまったく同じくし、二の通鑑も四の目錄も同様である。考異は未見で、刊記があるとも思えないが、おそらく三者とやはり同版なのであろう。

いま掲げた刊記や列銜があるのはこの巻末だけであるが、これも補写であって、どうも原刻の刊記は残っていないらしい。

しかし、刻工名や複雑ながら避諱欠筆なども勘案すると、後代の刊本にあるこれら刊記や列銜は信用できると思われる。

司馬光はこれら三本を同時に上呈し、上表文に「合三百五十四卷」と総称してもいるから、それに続く奨諭詔書や杭州鏤板の列銜等まで一貫して、元豊の初刻のときには同時に雕版されたのであろう。そして、この紹興刊本がその覆刻であるとの確証はないが、おそらくはそうで、ここでも三者が揃って行われたものと推測する。

同版であれば目錄もしばしば取上げられることになるが、ここでは資治通鑑二九四巻を扱う。目錄を付け、首尾完好の北京図書館現蔵の天祿琳琅本から始めるが、第二の通鑑は影印本の

ある百衲本であり、他に宋本五種を含むものの、この紹興刊本が過半の一七六巻を占めていることから、この両者は常に比較対象することになる。前者は天祿琳琅書目(続録卷四)に著録されているから、だいたい天祿本と称し、後者を百衲本という。なお、天祿本は中国版刻図録(図版七四)に巻五首半葉(原刻早印)の書影がある。

資治通鑑二九四巻資治通鑑目錄三〇巻

宋紹興三年兩浙東路茶塩司刊・同刊(南宋前期)修(混配)

一一六冊 北京図書館蔵

新補濃紫色絹表紙(二八・二×一九、チセン)、金鑲玉裝(料紙高二四・九チセン)。

首に目錄三〇巻。「資治通鑑目錄第一／翰林学士朝散大夫右諫議大夫知制誥兼侍講同提舉万寿觀公事兼判集賢院上護軍河内郡開國侯食邑一千三百戶賜紫金魚袋臣司馬光奉／勅編集」と題し、目錄序と目錄首二葉は補刻。第三葉は、左右双辺(二〇・四×一四チセン)、八行・一二字の序文に始って、首葉裏のなかばから年表形式の目錄に入る。版心は白口で単魚尾、「通鑑目錄幾」と題し、丁付、そして刻工名を刻する。目錄であるから行格はともかく、全体の版式は次の本文と変らない。四部叢刊本

が涵芬楼蔵の北宋版と称するが、前掲の存巻一〜二七巻本が底本のようで、これと同版である。ただし、後述するがこの本がすべて欠く「慎」字を一切欠画しないところに問題がある。

北京図書館の考異三〇巻（有補写）も同版のようであるが、四部叢刊本の底本の目録とこの考異とも、今回は調査の機会が得られなかった。

「資治通鑑序」（二格）御製」。

次に「資治通鑑凡二百九十四卷」に始って、周紀以下の各紀の巻数を示す総目録が一葉ある。版心題が「□□四」とみえて丁付が「十六」であり、卷二九四末に続く司馬光の上表文などの第一六葉が欠けているから、これが前に移綴されたものである。

首題は「資治通鑑卷第一」（二格）朝散大夫右諫議大夫樞御史中丞充理檢使上護軍賜紫金魚袋臣司馬光奉」（二格）勅編集」。左右双辺（二〇・二×一四・二セシ）、一二行・二四字。版心は白口、単魚尾で、「通鑑一（丁付）（刻工名）」のように刻る。

避諱欠筆と刻工名は、問題があるから後に述べる。

尾題「資治通鑑卷第二百九十四」。

この巻尾から丁付が途切れずに続いて、先述のように第一六

葉は本文前巻の首にあり、一七〜二二葉に、司馬光の上表文と元豊七年十一月の進呈の列銜、擬諭詔書、元豊八年の校定と元祐元年の杭州での鑄板の列銜とが、それぞれ一行ずつ隔てて掲げられる。これらは百衲本の方にはなく、その影印本のものも補写で、行格をこれとほぼ同じにしてあるが、右の隔行をせず、改行の位置や二字ながら文字にも相違がある。そして、「紹興二年七月初一日兩浙東路提舉茶塩司公使庫下紹興府余姚縣刊板紹興三年十二月二十日畢工印造」の四四字と二九名に及ぶその列銜とは、この本には附刻されていない。

欠画はかなり厳格で、「玄弦滋炫眩眩眩眩懸朗 珽颯 敬擎警驚 弘泓殷潑懸 匡恒筐竟境鏡胤胤 昞頰 恒暉 楨貞 偵楨瑱徵徵 曙署樹豎豎 讓穰驥 頊昴旭 煦 桓恒涇緬完莞 瑗 構構溝購」等の字にあるが、紹興刊本にはありえないはずの「慎」字を欠く例が、目録ではほぼすべてに、本文には時々、そして百衲本の方の本文にはしばしば見られる。ただし、多くの場合、同版本でありながら百衲本が欠くところはこの天禄本では欠かず、百衲本が欠かないとこの本が欠いている。これについても、刻工名と合わせて述べる。

目録の首二葉が補刻であったように、南宋前期ごろの補刻葉

を稀に含む。その補刻葉にも「慎」字の欠があるが、原刻葉の末画をもこの補刻の際に削りとったものらしい。

ともかく、刻工名は原・補刻に分けて左に表示する。

3 弓翠	弓擇	4 方誠	毛諫	牛実	牛道	王永
王明	王祐	王珍	5 史彦	田中	6 至道	朱宥
朱集	朱賚	江政	江通	江道	7 余青	吳圭
吳珪	呂堅	宋侏	宋通	宋道	杜暉	阮宗
8 周浩	林琴	金彬	9 兪元	兪先	兪忠	洪先
施寔	10 徐昇	徐杲	徐彦	徐政	徐茂	徐誠
耿立	耿俊	高起	11 張由	張永	張昇	張清
張謹	章彦	章珍	陳用	陳迎	陳彦	陳然
陳達	陳顥	12 童彦	黃竟	黃暉	13 楊謹	葉大
葉成	葉明	董明	15 劉一	劉乙	劉立	蔡至
蔡至道	16 駱昇	駱晟	20 嚴先	21 顧洵	22 龔擇	龔澤

(以上原刻)

4 毛奇	王中	王政	王椿	王敷	王拳	5 包端
6 朱貴	余正	7 李允	李正	李用	李圭	李恂
李昇	李春	李政	李若川	李益	李師順	8 周用
10 馬祐	趙明	余正	高異	11 張用	章宇	陳浩

14 趙旦 15 劉文 潘亭 15 嚴忠 (以上補刻)

右は原本を主とし、一部、とくに補刻刻工を百衲本からも採録したものである。補刻刻工は天禄本と百衲本を対比して明らかにされたもので、三三名中二六名は百衲本にあり、うち二名は兩本に共通する。何分にも大冊であり、諸種の事情もあって、兩本の全巻を調査することはとても不可能であったが、百衲本の影印本については全巻にわたって採録した。影印本からは原補刻の判断を迷わせるものも少くなかったが、一部といえども原本をみることによって、原刻刻工の大半が共通することもあって、補刻との区別が明らかになった。

かれらと共通する刻工を他の本に求めて、それを表示すると次のようになる。

思溪円覚大蔵 北宋末 刊年 刊地・刊者 紹興初 湖州 王珍 朱集 徐昇 徐杲 洪先

史記 所謂景祐本 同 南宋前期修 高起 章珍 黄竟 嚴先 毛諫 王珍 史彦 江通 宋侏

漢書 同 同 牛実 宋侏 徐昇 徐彦 董明 黄暉 章珍 陳迎 黄暉

新唐書 紹興七 湖州 江通 江政 吳圭 宋道 董明

毛詩正義	紹興九	紹興府	王永徐杲徐茂徐政張清	春秋經伝集解	紹興	(靜嘉堂)	毛諫牛寔王珍徐杲張由
西漢文類	紹興一〇	臨安府	江政宋道徐彥周浩	禮記鄭注	南宋初期		朱寔江通呂堅宋侏徐彥
漢官儀	紹興	臨安府	宋道俞忠	史記	紹興	淮南西路轉運司	陳彥陳彥
事類賦	紹興	<small>兩浙東路 提舉茶塩司</small>	徐政徐杲	漢書	紹興	兩淮江東轉運司	王永王珍洪先徐杲張昇
旧唐書	同	同	紅通吳圭阮宗周浩徐杲	後漢書	紹興	兩淮江東轉運司	王永陳用陳彥
外台秘要方	同	同	張永張謹陳迎陳達黃暉駱昇	尚書正義	南宋前期		吳珪宋通洪先黃暉
周禮疏	同	同	江通余清周浩俞忠徐昇	新彫重校戰國策	同		洗先徐茂徐杲
論語註疏解經	同	同	徐彥董明葉明	廣韻	同	(靜嘉堂)	王珍徐昇徐杲徐茂徐政
徐公文集	紹興一九跋		洪先徐彥	國語國語補音	南宋前期		張昇駱昇
文選	紹興	明州	毛諫朱宥江通江政吳圭	論衡	同		王永王珍徐彥張謹
			吳珪宋道阮宗俞忠洪先徐彥張由	周易正義	單疏本	同	朱宥阮宗
			張清張謹陳迎陳然陳達黃暉黃竟	東坡集	乾道		徐杲陳用
			葉明董明蔡至道駱昇駱晟	妙法蓮華經	南宋前中期		徐昇張謹
				古史	南宋中後期		宋通張昇
				晦庵先生文集	同	浙	宋通張昇
				周易注疏	南宋前期	<small>兩浙東路 提舉茶塩司</small>	王珍洪先徐茂張昇
通典	紹興		宋侏宋道宋通俞忠徐杲	尚書正義	同	同	王珍洪先徐茂張昇
			張謹陳然陳達				

礼記正義 紹熙三 同

王祐 張昇 陳彦

稀に南宋中後期の刊本と同名の者もいるが、先に紹興二年七月一日から三年二月二〇日まで、両浙東路茶塩司公使庫が紹興府余姚県に印造させたとあったのを、いまその原刻の列銜が存しないものの、右表によって信用できよう。なお、同じ両浙東路茶塩司刊本で紹興中より刊期の降るものは、次の補刻刻工との関係もあるから末尾に纏めた。

次に補刻刻工であるが、今度は先に両浙東路茶塩司刊本を掲げ、以下、ほぼ刊刻の順に挙げる。

周 礼 疏

紹興 兩浙東路
提舉茶塩司

王政 包端 陳浩 高異 張昇

尚書正義

南宋前期 同

王政 包端 陳浩

礼記正義

紹熙三 同

王椿 包端 李用 馬祐 高異

文 選

紹興 明州

王圭 王椿 王拳

文 選

南宋前期 贛州

王政 王拳 李允 高異 章宇

趙明 嚴忠

通 典

南宋前期修

王中 包端 李圭 李恂 李政

李益 李師順

周用 張用 趙旦 潘亨 嚴忠

(眉山)七史

南宋前期 浙

毛奇 王政 王椿 包端 李允
李師順 李政 李昇 高異 章宇

陳浩 潘亨 嚴忠

三 史

南宋前期

兩淮江東
轉運使

王中 王政 王拳 李允 李用

李恂 李昇

周用 高異 陳浩 章宇 嚴忠

周易正義(單疏本)

南宋前期 浙

王中 王拳 包端 李昇 李恂

李政 周用 章宇 潘亨 嚴忠

東 坡 集

乾道

毛奇 朱貴 余正 李政 李師順 嚴忠

× 印を右肩に附けられたのは、刊年の欄が小さくてその旨示せなかつたが、その本の南宋中期の補刻刻工である。かれらは宋書・南齊書・梁書・魏書・北齊書・周書のいわゆる眉山七史、実は南宋前期刊本の同中期刻工や、兩淮江東轉運司刊本の同様の場合にも多く名が見えて、南宋中期に活躍する刻工たちである。ただ、この表に明らかかなように原刻刻工とともにあらわれることもあるから、南宋中期の刻工としては中堅で、この本が補刻されたのが南宋前期で、その後半から活動していたことがわかる。

この原刻刻工のうち、天祿本の資治通鑑目錄では、吳珪 徐彦 張昇(2回) 葉明 劉乙 が「慎」字を欠画し、同名刻工の箇所を四部叢刊本では欠いていない。

また同じこのなかで百衲本の本文には、毛諫 牛実 朱集

朱贇 江政 江通 吳珪 宋倅 愉元 愈先 愈忠 洪先 徐昇 徐彥 徐政 徐誠 徐広 耿俊 高起 張由 張永 張昇 張清 張謹 陳達 陳顥 章珍 黃暉 葉成 葉明 董明 劉乙 劉立 駱昇の刻工の葉に、存卷が一七六卷と全卷の三分の二程度なのに(影印本には一五九卷)に、実に八〇ほどの「愼」字の欠画がある。一方稀に欠かない場合もあり、傅增湘氏は雙鑑樓収百衲宋本通鑑後記の第一種のこの本の条に、「避諱至構字止、愼字間有剝去痕迹」といつている。なお、補刻刻工の李恂の葉にも欠筆の一例がある。

ところでこれらの「愼」字を天禄本に見ると、まったく同版で刻工名も同じながら、そのほとんどが欠画していないようである。天禄本は目録のほか本文は首尾各約二〇余巻しか実査できていないが、その五〇巻ほどの範囲では、百衲本に欠巻(別本補配)の部分を含めて、「愼」字の欠は前後に各一の例外を除いて発見できなかった。この間に「愼」字は一五、六字あり、その刻工は、吳圭 王明 徐彥 耿立 徐誠 張永 葉成 俞元らであって、ほぼ百衲本で欠筆していた者と同人である。また、これらの葉の大半には、「君猶」という造紙印らしいものが見える。つまり、この本は紹興中に「構」字までを欠画して刊

刻されたものであり、傅氏が後に「愼」の末画を剝去したと考えたのは正しいと思われる。

問題は僅少の例外で、たとえば卷三初葉第五行の小題の周の「愼靚王」である。この「愼」は天禄本が欠いて、逆に百衲本の方が完全である。前者は補刻葉らしくて刻工名がなく、後者は原刻の董明で、欠筆しないのである。また卷二七一第六葉の刻工は両本ともに江政であるが、裏の第七行の「愼」字を、やはり天禄本が欠き、百衲本は欠かない。

すなわち、目録は四部叢刊本の底本の方が原刻本で、天禄本が補刻であろうとして、本文は天禄本が原刻で百衲本が補刻かとみられたが、必ずしもそうでなくて複雑な構成をしていることを窺わせるのである。

このように天禄本も補刻葉も含み、比率としてはきわめて少ないものの、かなりそれがめだつ巻もある。

この本は天禄琳瑯書目統目四に一一七冊と現在より一冊多く著録されているが、紹興三年の刊語や列銜については触れていない。この目録の常として蔵印には詳しく、璽印のほか、長州文氏・上元焦氏・松江顧氏・攜李項氏・常熟毛氏・揚州季氏・崑山徐氏らの印の形状と所在を明記している。

首の「天禄／継鑑」印は、後に天地を裁断したせい、貼り足した形や旧襖紙にはみ出している場合がある。楕円の「乾隆／御覽／之宝」は首尾それぞれに別印、「天禄／琳琅」。「玉蘭／堂」「辛夷／館印」「江左」（文徵明）、「焦氏／家藏」（焦竑）、「顧」（陰）「从徳」、「項氏／子昌」、「乾／学」「徐／健菴」（陰）「子孫／保之」、「季振宜／字詵兮／号滄葦」「季振宜／藏書」「季印／振宜」「滄／葦」（陰）「御史／之章」（陰）「振宜／之印」「滄葦」「季振宜／読書」、「毛氏／九疇／珍玩」（陰）、「揚州季氏」、「梅谿／精舎」。他に「済南潘氏／華鑑閣印」（陰）「華鑑閣」、「潘榮／生印」「蘭醴／閣」。

ところで百衲本にも「顧」（陰）「从／徳」、「焦氏／家藏」、「項氏／子昌」、「毛氏／九疇／珍玩」の四印は、「季振宜／読書」印とともにあり、他に傅增湘らの印が捺されている。いずれも「顧」「从徳」印は巻首に、「項氏子昌」「毛氏九疇珍玩」印は縦に並んでやはり巻首に、「焦氏家藏」印は巻尾にある。

この諸印の位置は天禄本も同じで、顧・焦印は同じ冊または巻の首尾に捺され、毛印はこれとは別本のものらしく、天禄琳琅続目と百衲本のこの四印の押捺巻を較べると、誤記かと思われる一、二の例外はあるが、適度の間隔を置いて、相互に入り

乱れてはいるものの、顧・焦印と項・毛印の二組がともに同巻同冊に重ねられることはない。

さらに四部叢刊本の資治通鑑目錄（北京目錄の第三）については、涵芬楼燼余書録に解題があるが、ここに一〇印が示されているうちに「項氏／子昌」「毛氏／九疇／珍玩」の両印が含まれている。ただし、顧・焦印はないし、残る八印は天禄本・百衲本にみえない。

前述のように、料紙は二五^{センチ}ほどの高さの金鑲玉装であるが、ときに少しく大型で襖紙を挿むだけの葉がある（紙高約二八^{センチ}）。紙質は似るが、本来やや黄色味がかっているのに対して、これは灰色っぽい。字様、刻工名に変わりはないが、わずかに漫漶の気味があつて、後印である。

主たる小型の料紙の方に多いのであるが、稀に朱句点が施されてある。これが、数葉続くと、葉末で切れるという不自然な場合がよくあり、その場合はほぼ次葉が大判の料紙である。

ところでもう一つ、造紙印らしいものがしばしばあることである。朱句点のない紙の多くに、白・黄の双方に、「君猶」（二・四×一・一^{センチ}）、「文□」（二×一・一^{センチ}）の方印が料紙の右肩に本文にややかかる形で捺され、黄色味の紙の裏の葉の中

央部にときに「琴軒」(一・七×一・一センチ)という楕円形印がみえる。むろん、両印が同時にあることはない。また、資治通録目録の涵芬楼燼余書録にも、「毎葉紙背、均有君猶二字篆文朱印、当係造纸者之名号」とある。後者はともかく、前者が双方の色調の料紙にあるが、この印の葉には「慎」字の欠画がないらしく、かつ句点の施された葉にはこの印がほとんどみえないことである。

以上を総合してみると、毛氏、項子昌旧蔵本と、焦竑・顧從徳旧蔵本とは、もともと同版の別本であったが、天禄本は前者を主体としつつ、一部に後者を含めて複雑に混配されているようである。天禄本の多くは百衲本の過半のものより一回り小振り、原刻(無修)本であり、造紙印も異なり、朱句点はほとんどない。そして、百衲本の方が顧・焦本中心であるが、そこにこの本もわずかながら混入している。

これを巻一に具体的にみると、まず巻首に天禄本は項・毛氏印が、百衲本には顧氏印が捺されていて、まず大きく二大別される。そして、全一二葉のうち、百衲本に補刻(刻工名なし)と補写が各一葉あるが、他はすべて刻工名が両本に共通する。両本は同版で、ほとんど天禄本が早印であるが、第三・四葉だ

け百衲本の方が早印で、そして料紙の大きさがその二葉に限って天禄本の他葉と同じくやや小型であり、朱句点も小判の方にほぼ施されている。紙質からみても完全に二種で、天禄琳琅の蔵書に収まる前であるが、天禄本系統の二葉だけが百衲本系と取代えられたのであり、前者は原刻、後者は修本であったものである。なお、第一一葉表に「慎」字があり(刻工章珍)、天禄本は欠き、後印のはずの百衲本はこれを欠かないから、これも同様の場合とみてよからう。

巻二からは補刻葉が現れ、それが双方にある。同版葉の早後印は特別の場合を除いて略するが、その主な相違を上下に対比する。

	天禄本	百衲本
	刻工名	刻工名
巻二第七葉	楊謹 原刻	嚴忠 補刻
八	王拳 補刻	楊謹 原刻
九	李益 補刻	楊謹 原刻
一〇	李用 補刻	なし 補写
一二	章珍 早印	章珍 後印
巻三第一葉	なし 補刻	董明 原刻
	慎欠	慎不欠

二	なし	補刻	董明	原刻
四	王政	補刻	耿俊	原刻
五	なし	補刻	耿俊	原刻
六	董明	原刻	王珍	補刻
卷四 別掲				
卷五第一葉	嚴先	原刻	なし	補刻
二	なし	原刻	なし	原刻
一〇	林琴	原刻後印	林琴	原刻早印
一六	周□	原刻後印	周浩	原刻早印
卷六第四葉	駱昇	原刻	駱昇	原刻後印
五	耿立	原刻	なし	補刻
六	耿立	原刻	なし	補刻
卷七第一葉	徐政	原刻	李正	補刻
二	徐政	原刻	李正	補刻
三	駱昇	原刻	李恂	補刻
四	駱昇	原刻	敵忠	補刻
六	史彦	原刻	なし	中央部分補刻
七	徐彦	原刻	王敷	補刻
八	徐彦	原刻	劉文	補刻

一二	咸父	原刻	なし	補刻
一三	王明	原刻	なし	補刻
一四	耿立	原刻	王中	補刻
一五	耿立	原刻	余正	補刻
卷八第三葉	蔡至	原刻	章宇	補刻
四	蔡至	原刻	章宇	補刻
五	朱贇	原刻	潘亨	補刻
六	朱贇	原刻	周用	補刻
九	張清	原刻	なし	中央部分補刻
一〇	なし	原刻	なし	中央部分補刻

以上によって少からず補刻葉があること、それは主に百衲本の方に多いが、天禄本にも巻によって補刻が珍しくない場合があること、原刻の後印・補刻とも欠筆は「慎」字までであり、原刻の漫漶の程度や中央部分の補刻の葉などをみても、その時期は同一とみられることなどがわかる。また、紙質・印面からみて、少なくともこの八巻までには天禄本に多い金鑲玉装と、百衲本に多い襖装の二種のほかに、別本別葉の存在は考えられない。そうであれば、右の表に現れた原刻と補刻、早印と後印

の関係は、両者の間に存するものということになる。

これらの点を巻四の全一五葉に再確認してみる。

天禄本 百衲本

巻四第一葉	毛諫	後印	朱点	毛諫	早印	項・毛印
二	毛諫	後印		毛諫	早印	
三	毛諫	後印		毛諫	早印	
四	毛諫	早印		毛諫	後印	
五	刘文	補刻		毛諫	早印	
六	毛諫	原刻早印		王敷	補刻	
七	徐政	補刻		刘立	原刻早印	
八	刘立	原刻早印		李允	補刻	
九	張清	早印		張清	後印	
一〇	張清	後印		張清	早印	
一一	毛奇	補刻	朱点	耿立	原刻早印	
一二	李恂	補刻	朱点	耿立	原刻早印	
一三	耿俊	後印		耿俊	早印	
一四	耿俊	早印		耿俊	後印	
一五	張永	原刻早印		なし	左右部分補刻	

天禄本と百衲本の双方に、原刻の早印と後印の葉が、また原

刻と補刻の葉が入り乱れていて、それがすべて後印の目録を除くと、一冊単位でなくて、一冊の中で数葉、あるいは一葉ごとに交錯している。そして、それらが同一葉で相互に必ず異っている。

このように版面の漫漶の程度の差からも補刻の有無からも、同版の二本、すなわち一は原刻無修ごく早印のものと、他は「慎」字の末画を削ったり補刻を加えた後印本とが、おそらくは両本とも欠巻のある不全本として、近世まで伝存してきたものと考えられる。それらが一度、一部であるが分解されたりで、一方は全葉を合わせて目録三〇巻・本文二九四巻の完本に編成しなおされ、他方はその残りで半分近くが欠巻となり、いつか他の宋版五種を補配し、補写も加えて百衲本とされたものであろう。それにしても両本がこのように入り交ってしまったのは、もともと双方とも首尾完好でなく、欠巻はもとより欠葉のある巻も少くなかったからで、ともかく片方を完本として整えるために、他方から補って行ったものが、一冊単位でなく、そのなかの葉にまで及ぶという極端にすぎて、このような複雑な混合という結果が生じたのではないだろうか。

現在、天禄本と百衲本の双方にみえる蔵書印は、清前半まで

の五氏のものである。これらは管見の限りでは、無修本だけに捺されたもの、補修本だけのもの、両本にあるものとある。原刻の無修本、すなわち紹興中印本は、蔵印によれば毛氏汲古閣から、直接かとはかくおそらく清初に項子昌を経て、さらに順治四年（一六四七）進士の季振宜の所有に帰している。一方、補修本は明の嘉靖・万曆ごろに顧從徳や焦竑の手にあつたが、同様に清の前期には季振宜の蔵するところとなつたらしい。

ところが、季振宜の印章は天禄本のものと同柄本のものとは大いに異なる。季氏は超善本に大型の「御史之章」「季振宜印」「滄葦」印を冊末などの余白に捺するのが常であるが、天禄本にはこれがあり、他に前掲のように六種の印を用いている。しかし百柄本には回数が多いが「季振宜読書」印しかみえず、それでいて天禄琳琅続目によれば、この印は六箇所にしかないとされている。同版本でも異つた時期に所有した場合は蔵印が異なる例があるが、このような押捺の形にはなにか意味があろう。

いずれにしても、天禄本と百柄本の紹興本が前述のように取合わされ、混配されたのは、季振宜かその前ということになる。なお徐乾学は康熙九年（一六七〇）の進士であるから、天禄本が清内府に収められる直前に所持していたことになるが、その

蔵印は目録首にしかない。

江安傅氏雙鑑樓旧蔵の百柄本は、現蔵の北京図書館善本書目に、紹興三年兩浙東路茶塩司公使庫刊本に配其他五種末本と著録されるように、この本が巻一から存して主体となつている。そして他五種のうちの一種はときに同版本があるが、四種はまったくの孤本である。

この百柄本は、一九一九年（民国八年）に上海商務印書館から影印出版されたが、この六種の宋刊本については、影印本に附した傅氏の雙鑑樓所収百柄末本通鑑後記に一本ごとに略解題されている。また、章鈺の胡刻通鑑正文校宋記（民国二〇年刊）はこの百柄本を校勘に用い、同述略を添えてほぼこれを収め、各本のそれぞれの存巻数（巻次）を記している。影印本は原本に欠葉のある場合に、その一である南宋中期建刊本の、さらに元代に覆刻した本をそれと差しかえて、必ずしも原本の通りに複製していないから、この記録は大いに参考になる。ここでは装訂と六種の行格等を兩氏の解題によつて表示して、後に各本ごとに取上げることにする。兩浙東路茶塩司刊本についても、天禄琳琅本のところではほとんど触れたから、存巻次等を記

すに止める。首の番号も両氏による。

後補艶出灰黒色表紙（二七・八×二〇・二センチ）、襯装。

- | 存巻数 | 行格 | 高(寸) | 広(寸) | 避諱 | |
|--|------|--------|------|-----|-----|
| 1 | 一七六卷 | 一二行二四字 | 六・六 | 四・七 | 構・慎 |
| 紹興二年浙東茶塩公使庫刊於余姚者 | | | | | |
| 2 | 一一卷 | 一五行二五字 | 六・二 | 四・二 | 慎敦 |
| 点画匀整、字体略長、刻有鋒穎、孝宗朝佳槧 | | | | | |
| 3 | 八卷 | 一四行二四字 | 五・六 | 四・一 | 慎 |
| 字体疏秀古勁、似江南圖書館之唐書、光宗以前刻本 | | | | | |
| 4 | 二〇卷 | 一六行二七字 | 六・三 | 四・五 | 不謹嚴 |
| 密行細字、不及他刻之工 | | | | | |
| 5 | 八卷 | 一六行二七字 | 六・二 | 四・四 | 慎 |
| 筆意古雅疏勁、刊手極精、光宗以前刻本 | | | | | |
| 6 | 六二卷 | 一一行二一字 | 六・六 | 四・三 | 敦郭 |
| 大字精楷、秀麗方峭、刊工極有鋒穎、紙質瑩細、墨氣致佳、頗似黃善夫史記・劉元起漢書、是建本之最佳者 | | | | | |
| 7 | 一卷 | 一五行二四字 | 五・七 | 四・二 | 敦 |
| 字体精勁、与二四行本同版式、大小又相類 | | | | | |

この百衲本七種のうち、ここで取扱う紹興三年両浙東路茶塩司刊本の存巻次は次の一七六卷である。

卷一〜八・三七〜四五・九五〜一一一・一二四〜一二七・一三六〜一五〇・一五九〜一七六・一八〇〜二二〇・二二二〜二三〇・二三六〜二三七・二四一〜二九三

卷頭題署、版式、刻工名、蔵印等、ほとんど天祿琳琅本のところに述べた。

卷二四一・二四九尾に「左文林郎知紹興府嶺東丞臣季祐之校正」の各一行がある。

欠葉が稀に、巻によって補写葉が多少ある。

全巻末に司馬光の上表文以下が補写されている。影印本のものとは行格が異って次のようになっている。上表文が二葉半。第三葉裏の首二行を空して「元豊七年十一月」に始る進呈の五名の列銜。尾三行を空けたまま改丁して第四葉の前半に奨諭詔書があつて後半は空行。第五葉に「元豊八年九月十七日准尚書省劉子奉／聖旨重行校定／元祐元年十月十四日奉／聖旨下杭州鏤板」とあつて校定官范祖禹ら一〇名と尚書右僕射兼中書侍郎呂公著ら三名の官銜、六行を残して終る。第六葉に「紹興二年七月初一日両浙東路提舉茶塩司公使庫下紹興府／余姚県刊板紹

興三年十二月二十日畢工印造／進入」の三行。それに続くはずの兩浙東路茶塩司公事や校勘監視の官銜は欠けてない。

この紹興刊本は他に全く存在を聞かない。

南宋前中期刊一五行二五字本

以下、百衲本の第二く七種を扱うが、いずれも南宋建刊本と見られ、かつ第六種だけは明らかなか中期刊本であるが、他は字様からも避諱欠筆からも、それより早い前期から中期にかけての刊本と思われる。

百衲本の第二種で、存一一卷。

存卷一く一六・二三く二七

〔南宋前中期 建〕刊

襖装（料紙半葉二四・九×一五_{センチ}）、襖紙を挿むというより、それを台紙とする形である。

首尾題はすべて「資治通鑑卷第幾」。司馬光の銜名は第一種のものより長く、「翰林学士朝散大夫右諫議大夫知制誥兼侍講同提挙万寿觀公事兼判集賢院上護軍河内郡開國侯食邑一千三百戸賜紫金魚袋臣司馬光奉勅編集」。建刊本にはこれと同じもの

が多い。

左右双辺（一九×一三・六_{センチ}）、一五行二五字。版心は線黒口で三魚尾、その中間に「正監幾」の題と丁付がある。字数・刻工名はない。

欠筆は「玄 敬驚 殷 匡 恒 貞 偵 徵 懲 讓 桓 慎」字に行われ、私は七例ほどの「敦燉」字に見出せなかつたが、傅氏は「敦」字に至るといい、版式・字様は中期にさしかかっているとみえるから、あってもおかしくない。

以下、字様・版式の似た本が五種もであるが、その差異はまづ行格にあり、また前述の司馬光の銜名に相違があり、さらに紀事の内容が変る際に、○印又は●印の場合と空格にする場合とがある。この本は先の二種が織込まれる。避諱欠筆も重要であるが、いずれも存巻数が少いために、欠巻の部分にどういふ例があるかわからず、一応の参考にしかならない。

「東吳沈／天用記」、「季振宜／読書」、「宋本」〔_楕〕「藝芸／主人」〔汪印／土鐘〕（陰）印。

南宋前期刊一四行二四字本

百衲本の第三種は、一四行二四字本である。

校末記述略の通り、卷一九〜二二・三〇〜三三の存八巻である。影印本にはこのうち卷一九〜二一の三巻だけが収められ、他は一一行の元代の覆刻本に代えられている。

存卷一九〜二二・三〇〜三三 「南宋前期 建」刊

料紙（半葉二一・八×一四_{チセン}）は、墨筆書入が切れているから、少くとも天地が裁断されているが、やはり台紙に貼布された形になって、左右も綴じめまでは達していない。

首題「資治通鑑卷第十九」、次・次々行に二格半を低して第二種本と同じ司馬光の長い銜名がある。卷三〇首尾題、三一・三二首題、三三首尾題は「司馬温公資治通鑑卷第幾」とあって、建刊本らしく不定である。

卷一九首葉は左右双辺（一八・九×一二・六_{チセン}）、卷三二は左右双辺（一七・八×一二・四_{チセン}）と前半の方がやや大きいし、右の題名の違いもあるが、行格、版心、字様が似るから別版とみる必要はあるまい。

版心 白口、双魚尾で、「正監幾」と題し、字数、刻工名はない。「玄眩 驚 弘殷 匡 貞漬徴 讓 桓 構 慎」字を欠画し、「敦燉」が一〇回以上あらわれるが欠かない。紀事の変るところは空格としている。

字様は第二種本ほど右上りせず、やや早い刊刻と思われる。傅・章氏とも、江南（南京）図書館本唐書に似るといだが、同感である。

「季振宜／蔵書」、「宋本」（楮）「藝芸／主人」「汪印／土鐘」（陰）印。

影印本が用いなかった巻は、各一葉ずつぐらいながら、欠葉、補写葉、破損の葉があるためのものである。

南宋前中期刊一六行二七字本

第四、五種はともに一六行二七字で、あるいは同版かにみえるが、司馬光の銜名をはじめ、わずかに相違がある。これは第四種であるが、首の二巻しか実査していないので、存巻は宋記述略による。

存卷三五・三六・四六〜五二・六九〜七五・一一九〜一二一・一二二 計二〇巻 「南宋前中期」刊

影印本にもこの全巻が収められている。
金鑲玉装（料紙半葉二四・九×一五・三_{チセン}）。

首題は「資治通鑑卷第三十六」、司馬光の銜名は第二、三種本と同じく、二行にわたるが、改行の箇所は本や巻によって多少異なる。

左右双辺（一九・二×二三・七センチ）、一六行二七字、稀に二八、九字の行もある。版心 線黒口、双魚尾ときに三魚尾で、「正監幾」と題し、字数と刻工名はない。欠筆は「玄 驚 殷 激 匡恒啗 貞偵 徵署 讓 桓恒完 構購溝 慎」にあり、この存巻のうちでは「敦燉 廊」には及んでいないが、全体にあまり厳格でなく、全巻が揃っていれば「敦」がないともいえない。このことと、字様が中期刊本よりわずかに前期の風を帯びていることとで、「南宋前中期」刊とした。

沈天用、季振宜、汪士鐘の蔵印を押す。

なお、紀事の事項が変るときは、○印を狭んでいる。

南宋前中期刊一六行一七字本

百衲本の第五種は、四種と行格を同じくするが、別版とみられる。存八巻のうち影印されたのは五巻であるが、司馬光の銜名が異り、また版心が白口である。

存巻五三〜五六・二三二〜二三五 「南宋前中期 建」刊

「資治通鑑卷第五十三」の首題、その次行に二行にわたって一格を低し、端明殿学士兼翰林侍読学士太中大夫提挙西京嵩山崇福宮上柱国河内郡開国公食邑二千三百戸食実封玖侑戸賜紫金

魚袋臣司馬光奉勅編集」の銜名。

この版は実査できなかったが、傅氏は匡郭の寸法を「高六寸二分、広四寸四分」と、第四種本よりともに一分ずつ小さいとしている。とりわけ建刊本は同版でも巻・葉によって多少の相違があるから、ほぼ同じ大きさと思われる。左右双辺、一六行二七字。

版心 白口、ごく稀に線黒口のものがあり、上象鼻に限りというのものもある。一葉だけ上象鼻に字数が入っている。双魚尾で、題は「正監幾」。

欠筆は影印本の五巻の範囲では「玄 敬傲驚 弘激 匡竟境 頰 恒 貞徵懲 署曙樹 讓 桓 慎」の諸字に行われ、「郭」は八つあって欠いていない。

字様は第四種本よりわずかに南宋中期の風を帯び、欠画と併せて南宋前期から中期にかけての刊本であろう。

影印本は巻五四〜五六を元覆南宋中期建刊本に差しかえてい

南宋前中期刊一五行二四字本

百衲本で傅氏のいう第七種本であるが、第二〜五種に版式や

刊年が近いので、第六種本の前にとりあげる。

存卷二二一 一巻 「南宋前期 建」刊

首題は「資治通鑑卷第二百三十一」。司馬光の銜名は、巻次が近いから「端明殿学士兼翰林侍読学士」に始る第五種本のものと同じく、やはり一五行の第二種本とは異なる。

左右双辺。実査していないが、傅氏によれば「高五寸七分、広四寸二分」とあって、第三種本より各一分大きいだけの小本である。一五行二四字。版心 白口、双魚尾、「監幾」と題し、字数・刻工名はない。わずか一巻であるが、「玄肱 敬警 恒 貞偵 徵 懲 讓 桓 完 毅 慎」を欠画し、各一例ずつながら「敦 郭」は欠いていない。

欠筆が比較的厳格で「慎」字の五例全部に行われていることと、字様からみて、南宋中期にさしかかるまいとは思いますが、一巻から断定はできないので、第五種本などと同様に前中期としておく。

紀事の内容が変る際に一字を空格にするのも、第五種本と同じく、字様、白口、欠画などから、建刊本によくある巻によって行格が異なるものかとも思えるが、明らかに一行三字少いから傅氏の分類に従う。

蔵印も「宋本」「藝芸／主人」「汪印／士鐘」（陰）である。

以上の百衲本の第二く五・七種の五本は、果していずれも別版であろうか。

まず、行格が一四行二四字から一六行二七字まで、版心の形式や字様もたがいにかなり近い。傅氏が第三種本を似るとする南京図書館の唐書には、全二二五巻のうち同じく一四行から一六行の巻・葉があつて、実査するまで同版か別版かぜひぶん悩まされたものである。匡郭の大きさも、傅氏の解題で六・三×四・五寸から六×四・一寸までと、縦横ともに最大七く四寸しか変わらないが、百衲本とてごく零本の集成で、当然同じ巻が二種あるわけもないから同じところを比較できないが、とりわけ建刊本には、全二九四巻、それも唐書よりはるかに葉数の多い通鑑であれば、一本のうちこの程度の誤差があつてもおかしくはない。避諱欠筆も「慎敦」のいずれかに終つていて、この各存巻数であるから「敦」字を避けずという本もそうとは断定できない。そして、現在のところ百衲本所収のものほかに、それぞれの同版本がまったく見当らない。

傅氏が五種に分けたように字様等に多少の相違はあり、各々

に指摘した通り司馬光の銜名や紀事の区分の○印か空格かなどの違いもある。しかし以上の資料は百衲本であるから同じ巻が二本以上ないので直接の比較ができず、二九四巻のなかに多少の変化が生じる可能性も否定できない。一応、傅氏に同調してこれらの差異を別版とみなしたが、一方で南宋前中期の短い期間に建安で五種もの資治通鑑が刊刻されたとは信じがたいのである。

南宋中期刊 一 行二 二字本

第二〜五、七種の五本が南宋前期から中期にかけての建刊本で、一四〜一六行と行格もほぼ近く、字様も似ているのにたいし、この第六種本は行格といい字様といい、史記黃善夫本のよくな典型的な中期建刊本である。百衲本には、宋記述略によれば、

存卷五七〜六八（卷五八欠二葉・卷五十九欠一葉）・七六〜九四（卷八三欠六葉半・卷九一欠半葉・卷九四欠二葉半）・一一二〜一二八・一二二・一二三・一二八〜一三五（卷一二八欠兩半葉）・一五一〜一五八・一七七〜一七九・二三八〜二四〇 計六二卷

であるが、影印本には五四巻が用いられ、欠葉のある巻を中心

に他はこの元代の覆刻本に代えられている。

この同版本が静嘉堂文庫・上海図書館等にあるから、まずこれをもって述べる。

存卷一〜一五・三七〜四二・四五〜四七・五二・五二・七三
〜七九・八八・八九・九二〜一〇一・一一〇〜一一四・一一
七〜一三六・一四〇〜一四四・一四七〜一五一・一五八〜一
七〇・一七三・一七四・一八八〜二〇〇・二〇九〜二二六・
二二五〜二二九・二三四〜二三七・二四〇〜二五五・二六三
〜二七一・二七六・二七七・二八〇・二八一・二八四〜二九
四 計一五五卷 三〇冊 静嘉堂文庫蔵

後補淡褐色表紙（二四・四×一五・九センチ）。

首題は巻一を欠くが、

「資治通鑑卷第十一／翰林学士朝散大夫右諫議大夫知制誥兼侍講同提學万壽觀事公兼判集賢院護軍河内郡開國侯食／邑一千三百戸紫金魚袋臣司馬 光奉 勅編集」。元代の覆刻本は四部叢刊本によればこれと変わらないが、四部叢刊本の巻一は「朝散大夫右諫議大夫権御史中丞充理檢使護軍賜紫金魚袋臣司馬光奉勅編集」と銜名が異って短い。長い編纂期に司馬光の官位が

変ったから、それによってこの銜名に変化が生じている。

左右双辺（二〇・八×一三三_{チセン}）、一行二一字。版心は線黒口ときに白口、「通（監）幾（丁付）」と題し、双魚尾であるが、その上下に字数や刻工名はない。

卷二四九の尾題の次行に、「左文林郎知紹興府嵊縣丞臣季祐之校正」の一行がある。これは紹興三年兩浙東路茶塩司刊本のものであって、同刊本には卷二四一尾にもあるが、この本はここだけで、この本の元代の覆刻本では全く消えている。また、この本では落ちていたが、次掲の上海図書館蔵本や四部叢刊の元の覆刻本には、全巻の末に司馬光の上表文や進呈の官銜、紹興中兩浙東路茶塩司雕造の列銜が附刻されているのは、この南宋中期建刊本が拠った本を示すものであろう。

避諱欠筆は「玄弦懸朗 敬 弘殷 匡竟境 恒 貞徵 署樹 讓 桓完 構購 慎 惇敦燉 郭」等の字に行われている。南宋中期建刊十史などと同じく、慶元年間ごろの刊刻とみてよい。蔵印は、「希／之」、「蔽／蔚」（陰）、「二西齋」、「二西齋蔵書」、「呉郡／欽未／家蔵」、「万卷／堂図／書印」、「懷古／閣蔵」、「汪印／土鐘」（陰）、「閩源／眞賞」。

二九四卷（一部元代覆刻本・清代精写本補配）

一四二冊 上海図書館蔵

後補金砂子散乳白色表紙（二九・九×一九・一_{チセン}）。補配の覆刻本は金鑲玉装（料紙高二三・三_{チセン}）。

序目を欠き、卷一〜五・一六七〜一七〇・一七八〜一八六は補写。文祿堂訪書記に汪土鐘によるという。

卷二四九は覆刻本で、「左文林郎知紹興府嵊縣丞臣季祐之校正」の一行はない。一方、末冊は原刻で、尾に司馬光の上表・進呈の官銜とともに、紹興二年雕造の列銜を添える。

蔵印は、「敬徳／堂図／書印」、「子々孫々／永保用」、「項印／篤寿」（陰）、「万／卷堂」、「平陽汪氏／蔵書印」、「桂堂王氏／季攢図籍」、「平江汪／憲奎秋／浦印記」、「憲／奎」、「秋／浦」、「汪印／土鐘」（陰）、「閩源／眞賞」、「杭州王氏九峰／旧盧蔵／書之章」、「有竹居」、「紹基／秘笈」（陰）、「恬裕齋／鏡之氏／珍藏」、「鉄琴銅／劍樓」等。覆刻本だけに「長興県提調学校官肅洵／洪武八年十月置于儒学」印があり。泥印でなくて水密印であるという。元の覆刻本と直接比較すると、南宋中期までの建刊本は字様もはるかに伸びやかで整っており、ほとんど漫漶もなく、紙質・墨色ともにやはり秀れている。

文祿堂訪書記に著録されるが、宋の原刊本と元の覆刻本を区別していない。

上海図書館善本書目のもう一本の

存一〇卷（卷四六〜五一・五五〜五八） 宋刊本

は、半葉一〇行・行二二字という。一〇行本は他に知られておらず、興味を惹くが、実査の機を得られなかった。

元覆南宋中期建刊本

南宋中期建刊の一一行二二字本には、元代と思われる覆刻本がある。字様がやや劣り、版心に字数と刻工名が入っているから、原刊本との判別はむづかしくない。が、傅氏百衲本にこの覆刻本は含まれていないが、その影印本には二五巻ほどにこれを用いている。紹興刊本以下の各本の欠葉のある巻に、北京図書館蔵のこの本をもって代えたようである。また、四部叢刊本が宋刊本と称するものも、この覆刻本である。これら影印本を見なれているわりにこの原本は少く、わが国にも台湾にも現存しない。上海図書館本はまだ調査が不十分であるが、実見した唯一のものであるから、とりあえずその範囲で述べる。

本来、僚巻であったものが分れ、三方から再び寄せられて、計存七四巻、八二冊であるという。装訂が改められて異なるから、ABCと別記するがBの巻数に三巻の誤差が生じているのを確かめられないままである。

A存巻一四六〜二五二・一五五〜一五八 計一一巻 一〇冊

後補金砂子散黄色表紙（二六・四×一七・五_チセン）、襯装。

首題「資治通鑑卷第一百四十六（_低）端明殿学士兼翰林侍

読学士朝散大夫右諫議大夫充集賢殿集修撰提举西京崇福宮上柱

国河内郡開国侯／食邑一千八百戸食実封陸佰戸賜紫金袋臣司馬

光奉 勅編集」

左右双边（二〇・八×一三・八_チセン）。一一行・二一字。南宋

中期の原刊本にはない耳題を刻する。版心 白口、双鱼尾の間に「監義（丁付）」と題し、上象鼻に字数、下象鼻に刻工名がある。刻工名は四部叢刊本および文祿堂訪書記に拠り、その一部を追認しただけであるが、そこにみえるものは、

1 一惠	1 九明	4 今翁	王先	王德才	方升	方昇
方紫	世昌	6 仲明	仲邱	江中	7 初敏	汪恩
見可	阮興	8 定夫	金中	9 胡定夫	洪臣	10 翁秀
袁戚	11 張竜	12 景俊?	景從	13 新秀	14 漢臣	趙珍

15 徳元 寿翁 震甫 震卿 17 蕭昱 25 観仁

等のほかに、単字が子方士公元先宗王中仲宗応革昌兆古汪袁杜
刘秀昱蕭惠雲等で、大半を占める。

蔵印は「江東陸氏／書画珍藏」、「子々孫々／用宝之」、「庶菴」
／渡口人家」、「銭／後人」、「銭受／之読／書記」、「充／菴」、
「傅氏／家印」。

B 存卷四八〜六六・八八〜一〇六・一〇八〜一一四・

一八六〜一九四・二二二・二二三〜二二六・二三〇・

二三四・二七〇 計六二卷 七一冊

後補白斑文様黄色表紙(三一・五×一九_チセン)、金鑲玉装(料

紙高二六・四_チセン)。

前掲本の初めの三印のほかに「願一従徳」(陰・陽)印があり、

「子々孫々」印に重ねられている。

C 存卷二六二〜二六五

計四卷

一冊

新補香色表紙(二五・九×一七・四_チセン)、裏打補修。

「江東陸氏」と「子々孫々」印に、「宏農／楊氏」(陰)「楊印

／紹廉」(陰)等の印が加わる。

蔵印の一部が共通するように、一度離れた元の僚巻が再び合
わされたものであるが、まだ全巻からはほど遠い。

上海図書館善本書目にこの三部はまだ著録されていない。

北京図書館善本書目は、一昨夏と予告された新版が未刊なの
で一九五九年版によるが、宋刊の一行二字本が三部ある。

二九四卷(卷二三九〜一四〇・二一四〜二二六・二六五)〜二

六七配清抄本)

一二〇冊

存九四卷(卷四〜二四・六七〜八七・一四一・一五九)

一八五・二三五〜二五七・二八八)

七二冊

存九二卷(卷三九〜六八・七六〜八七・一〇六〜一〇九・

一一一〜一二三・一二五〜一三一・三五〜一四一・一四五

一五一・一五三・一五四・一五七・一八八・一八九・二二五

二二八・二二九・二三〇・二三八・二四一・二四二・二六〇

・二六一・二七二〜二七四・二七七〜二七九)

三三冊

このうち、第一と三は白口で刻工名があるというから、この
覆刻本であり、二は白口とだけというのが訝しいが、宋の原刊本
であるかもしれない。

その二の二九四巻は、蔵園羣書経眼録に丁巳の歳(一九一七)

の記録がある。宋刊本と標記し、自蔵の百衲本通鑑の最佳の大字建本と行格板式が同じとするが、ただ板式がやや高く、耳題があり、その字体が建本の精好自然なのに及ばないとして、この本は建本を翻雕したものかと案じ、さらに注記にせつかく「称此書為元本」とする人がいるが、この跋文は冗にして録さずとしている。そして、版心の字数と刻工名を指摘しながら、百衲本のそれになことに気付かないのが不思議である。この本は張元濟氏が広東孔氏から甚だしく廉価で購ったともあるが、氏も宋刊本とみたことは次の四部叢刊にあらわれている。

この傳録に「張喬之印」「克庵」「盧文弨」「嶽雪樓」「泰峰見過」印があるというから、百衲本のうちの影印本だけに補われたものと四部叢刊本がこの本を用いていることが明らかである。

四部叢刊本は、資治通鑑序に始り、首題は「資治通鑑卷第一」(低格)朝散大夫右諫諫大夫擁御史中丞充理檢使上護軍賜紫金魚袋臣司馬光奉勅編集」。この官名は巻によって異なる。清抄の巻は、逆にすべて南宋中期の原刊本によって補われており、この縮印本では字様が非常に似通っているが、よく見ればわずかに相違し、また耳題、版心の字数と刻工名の有無でそれとわかる。宋刊本の巻には「汪印／土鐘」(陰)「閩源／真賞」印、特

に卷二六五首には「趙氏／子卯」印がみえるから、文祿堂訪書記や鉄琴銅劍樓藏書目録にも記されているが、上海図書館の宋刊本(元覆刻本・清抄本補配)に違いなく、これを借用して補ったものかと思われる。

卷末は「資治通鑑卷第二百九十四終」の尾題の次葉に「凡二百九十四卷」の総目、そして司馬光の上表文と進呈の列銜、獎諭詔書、元祐元年杭州鏤板の列銜等が続く、さらに紹興二、三年の両浙東路提舉茶塩司の印造の列銜を附刻する。

先に南宋中期建刊本のところでも触れたが、それとこの両本を対比すると、これはその忠実な覆刻本である。行格は一致し、字様も似、欠画もすべてではないがかなり踏襲している。しかし、一方で筆勢が弱まり、版心に字数と刻工名、匡郭外に耳題が入り、欠筆も減っている。これらの関係が、黄善夫・劉元起刊三史以下の南宋中期建刊十史と、そのうちの晋書・唐書・五代史記にある元天曆(一二三二八〇九)前後の覆刻本のものとは非常に近い。そして刻工は前掲のように単名の者が多くて比較しにくい、そのうちの漢臣、徳元、仲明のわずか三名だけがほぼ同期の刊刻本にみえる。たとえば、ここにはいないが謙徳と

いう唐書の覆刻本に己巳（天曆二）の干支を冠して出てくるのと同じ名をしばしば含む、十行本註疏の礼記・孟子（仲明）、尚書・周礼・論語（徳元）、儀礼・儀礼図・旁通図、いわゆる興文署刊の元刊胡注通鑑（漢臣）等に、この名もある。この程度では刻工名は参考にすぎないが、前述の版式等の問題を総合して少くとも現在もいわれているような宋刊本ではありえず、元代の覆刻本とみてまず誤りはあるまい。

二

資治通鑑に注釈が附刻されるようになったのは、その成立から一世紀ほどたった兩宋の交のころのことである。いま知られる限りでは成都の費氏進修堂刊の資治通鑑がそれで、竜爪本と称されたというが、注はごく短い釈文で、その数も少かったらしい。現存する南宋の鄂州鵠山書院刊本がその覆刻本とされるが、宋末元初に胡三省の註が著されてその音註本が盛行するのに較べて、さほど重んじられた形跡はない。が、ともかくその経過を略述しておく。

資治通鑑の注釈としては、宋史藝文志にまず司馬光の子の康（字は公休、一〇五〇〜九〇）の通鑑積文六巻が著録され、李

燾の資治通鑑長編を挾んで、史炤の資治通鑑積文三〇巻がある。そして、よく指摘されるが、これらといわゆる竜爪本資治通鑑について、胡三省の通鑑積文弁誤後序は、その記事の半ばを費してほぼ次のようにいう。

司馬康は検閲文字承事郎として元豊七年の進呈の官銜に名を連ねているが、その積文が海陵郡齋において刊刻され、公休本と称して元代には存在した。しかし、首題に公休の名はあるが、序跋の類がなく、康の死歿後の欽宗の諱を避けて烏桓を烏元とし、宋書・魏書・南齊書・隋書に地理志があることを知らないなど、不審な点がある。

竜爪通鑑は成都府広都県の費氏進修堂で板行されたもので、正文の下に附註があり、そのために世に善本として迎えられた。註の多くは史炤の積文に本づき、まま独自の意を含んでいるが、海陵の公休本と大同小異であり、かつ史炤の文を略しているが、註に挙げたところは一字も異っておらず、いずれも史炤積文を踏襲したものである。

費氏は蜀の書梓であるから、史炤の積文を用いて附刻したのであろう。しかし、司馬康は史炤より数十年も前の人であるから、まして炤の書が公休本を祖述したと言っていないのに、公

休の書が焯のものを剽竊したというようなことがあるうか。しかも公休本はとかく浅陋で、通鑑の本文の前後が逆になったり、字句におかしいところが多い。

およそ以上のようなものであるが、これらのことは通鑑積文弁誤の本文にも明らかである。この書は題名の通り史焯積文・海陵本・費本の誤りを弁じるが、その挙例は史焯本が大半を占めるもので、時にそれが海陵本、費本とも同じといい、稀に「海陵本積文曰」「費本註曰」としてこの両本が直接とりあげられる場合がある。

量としては、史焯積文の三〇巻にたいする司馬康積文の六巻の差が、そのまま誤積の数にもあらわれているのであろうが、「海陵本同」という場合もそう少くはなく、海陵本は例示されている限りでは史焯本とほとんど同文のわけである。そして稀な海陵本単独の挙例の冒頭で（巻一・通鑑二周顯王一六年）、胡三省は「海陵本は公休の名を記すも、実は史焯本を踏襲す。その自ら異義を立つるは、識見また史焯より下る」と決めつけ、通鑑六一巻の一条では（巻三・後漢興平二年）、「史焯の註に已に四十五卷明帝永平七年に見ゆ。此を以て愈々海陵本の史焯を踏襲せるを知る。姑く前に移し後に置く。相いともに欺誤にし

て、後学なるのみ」と断じている。

本文と後序とを合わせて、胡三省は、当時存した公休を撰者とする海陵郡齋刊本が司馬康の積文であることを否定し、それより後の史焯の積文をほぼ抄録したもので、かつ史焯本より劣ると指摘したわけである。

費氏註も、とくに非難はされていないが、史焯本のごく一部であるということは同様であり、成都府広都県の費氏進修堂刊の資治通鑑に、これが夾註として附刻されたらしい。この蜀刊のいわゆる竜爪本も現存しないが、いつか北宋本と称されるようになり、また南宋鄂州鵠山書院刊本がおそらく簡単な音釈を夾むことと字様が竜爪体であることとで、その覆刻本とされている。費氏註本が北宋刊ということには疑問があり、またこの両本の関係を確めるために、ここで史焯の積文を見ておく必要がある。

史焯の資治通鑑積文三〇巻は、南宋前期の建刊本が静嘉堂文库に現存し、当時の蔣氏密均楼蔵の同版本が四部叢刊に収められている。静嘉堂本は一二冊、首に紹興三〇年の馮時行の序が

あるが、これをさほど隔てる刊ではなく、紹興三〇年序刊としてよいと思われる。その理由は、刻工名がないから字様によるが、さらに序の内容と本文の体例から、これがこの本の最初の刊本かと考えられる。

馮序によれば、史炤の曾祖父の清卿は嘉祐・治平の間に眉山の三卿として摺縉の宗とするところで、蘇東坡兄弟も師としてこれに事えた。炤は温恭誠信で、紹興三〇年に年七〇にして好学の志が衰えず、古君子と称されたという。史炤については伝が乏しく、宋蔡忠惠文集（蔡襄・一〇二二〜六七）卷二七に「送史炤赴邠州幕序」があつて、同世代人とみたためか、宋元学案補遺卷九九では、東坡師承の史清卿の子に繰上げられている。もっとも赴邠州幕序には通鑑積文の撰者らしい記事はなく、宋元学案補遺は「姓譜」と注記するから、万姓統譜が直接の典拠であろうが、字は見可、官は左宣義郎、博古能文、嘗作通鑑積文三〇卷とあるだけで、邠州幕の炤との関係には触れない。また、儀顧堂題跋は二説を挙げ、北宋人かというのはこれらによるのであろうが、もう一の南宋度宋代（一二六五〜七四）説の根拠はわからない。

いずれにせよ、伝記史料としては馮時行序がもっとも古いも

の、かつほぼ同時期のものであるから、まずは素直にこれに従うべきであろう。そうすれば、紹興三〇年に史炤が七〇歳であるから、その積文の成立は兩宋の交の前後とみるべきことになる。

史炤の積文は資治通鑑全二九四卷にわたって、本文の字句を掲げたうえで、その積文を双行に附すものである。従つて記事は広範にわたるが、それにしても避諱欠筆、というよりは北宋代の帝諱に当る文字を用いることがきわめて少い。それと明らかかなものは恒・暉字の各一例と桓字の七例の程度にすぎず、それも恒は桓の誤刻で、それと桓の四とは通鑑で四卷にわたる後漢の孝桓皇帝紀の標題で卷六のそのとらにあり、他の三例は当時跋扈した烏桓の名称で集中して出てくる。つまり、原文が重要な固有名詞で、帝諱と同字であっても落せないものであり、そうでないものは真宗の嫌名の暉が一字あるにすぎない。卷二〇・二一の唐太宗紀（通鑑一九二〜一九九）で、貞観の年号をすべて正観とするのも、これを外せないからであろう。南宋に入っても、韞字の冉の縦の画がないもの一例があるにすぎず、他にその初代の高宗の構字はまったく現れないで、逆にその次の代の慎敦郭字は、欠画しないままに頻出するのである。とくにこの積文に悪評があるように、敦煌についてはほぼ同文の注

積が当然、欠筆しないままでもたかと思われるほどに繰返し何度も現れる。

そして、卷一第二葉裏第九行に斉の桓公を威公とし、これに

「太公字、名午、威之正字胡官切、犯宋孝慈淵聖御名」と註する。また、券一七第一二葉表第九

行に南朝梁の敬帝紀の標題を、同様に「欽皇帝犯翼祖廟諱、今改作欽」とす

る。桓字はこれが初出であって、以下は桓帝の標題と烏桓の場

合に限られること、敬にしても、また弘、貞、桓のような字は

普通名詞その他にも注釈の対象としてしばしばあるべきはずな

のに、一切それらが用いられていないのは、史炤が編纂の当初

から北宋各帝の諱字を意識的に避けたものとしか考えられない。

資治通鑑から適当な語句を拾いあげて、その積文を加えるとい

う場合に、それは可能であり、またそれが偏って不評を買うこ

とになりもしたか。一般の場合のような、雕版の際の避諱欠画

とは思えないのである。

そうであるとすれば、この積文の成立は北宋末の欽宗代には

遡りえず、南宋に入つて紹興三〇年よりは前ということになる。

史炤の伝記に関しては、やはり馮時行の序が信頼できるのであ

つて、その年に七〇歳で好学の志が衰えないというのであるか

ら、その撰述は紹興の初めごろであろうか。そして、蜀の広都

費氏進修堂刊の資治通鑑は、史炤積文の一部を夾註としてい

とすれば、それは北宋刊本ではありえないことになる。

この蜀広都費氏進修堂刊本は現存しないから、その註が史炤

の積文を引いているかを直接には確認できない。ただ、胡三省

の通鑑積文弁誤に「費本註曰」と単独で八例、史炤積文とも

に「費本同」として八五、六例も引かれている。誤りが同じと

いうのであるから、両註はきわめて近いわけで、胡三省が明言

したように、史炤積文を踏襲したものであろう。

そして「鄂州孟大師府三安撫位刊梓于鵠山書院」の木記を持

つ南宋刊本が、その覆刻本といわれる。鄂州すなわち湖北の刊

であるが、字様が蜀刊本の特徴の竜爪体であり、胡三省が費氏

進修堂本にあるというのと同じく、正文の下に附註があるから

である。両本が覆刻の関係にあるなら、胡三省の記事によって、

鄂州鵠山書院刊本の夾註も史炤の積文の一部であるはずである。

鵠山書院刊本は静嘉堂その他に存し、後に一本ごとに取上げる

が、叙述の都合上、先に註と史炤積文との関係を考えておく。

静嘉堂蔵の南宋鵠山書院刊本(以下この範囲では通鑑という)

は、首を欠いて卷六から存するが、史炤の資治通鑑積文では卷

一の半ばやや前からとなる。通鑑卷六秦紀一で、史焯は一六〇ほどの字句を取上げて積文を施すが、その過半の九〇ほどがともかく通鑑の註に繰入れられている。ただし、積文も音積だけのものが多く、長文のものはあまりないが、通鑑註はさらに短く、大半は音積が数字ある程度で、稀に積文があっても史焯のもののごく一部にすぎない。そして、通鑑卷七〇九になると註が一卷に四または五と激減し、卷一〇〇一三、一六〇一八では卷一一の五を除いてすべて三例以下であり、卷一〇と一七は一箇所にしかない。一卷にこの程度の註でどれほどの意味があるのか、大きな疑問である。史焯の積文も、通鑑一卷について一〇〇ないし二〇〇ぐらいで、量的にも内容的にもさして好評を得られなかったといわれるが、その一〇〇余のうちのわずかな数例を採るだけであるからである。ただし、時には数が多かったり、長い積文を夾む巻もある。

それはともかく、通鑑註は、紹興三〇年序刊の史焯積文に稀に字句の誤りがあるのと相違しても、かつ前述の通り註の一条についても積文のごく一部しか引いていないにしても、その註文は史焯積文とほとんど一致し、それを抄録したという点では、ほとんど疑いの余地がない。したがって、蜀の費氏進修堂

刊本と鄂州鵠山書院刊本はともに史焯の積文の一部を夾註としていることであり、かねていわれてきたように後者が前者の覆刻本である可能性はある。

さて、南宋のごく初期の刊と推定される蜀広都費氏進修堂本、南宋前期刊の鄂州孟大師府三安撫位鵠山書院刊本、そして後述のように元至元二八年福建行中書省參知政事魏天祐中和堂刊本と、この本は覆刻されて行くのである。

なお、史焯の資治通鑑積文は、南宋中期建刊本の存する入注附音司馬溫公資治通鑑詳節一〇〇巻に、また明宣德三年刊本や明万曆三一年朝鮮刊本等の存する少徵家塾点校附音通鑑節要五〇巻にも、その一部が抜萃されて挿入されている。後者は宋江贊編・王逢輯義、明劉刻増校であるが、首題の次行に「眉山史焯音積」と明記し、確かに註は史焯積文の一部と同一である。ただし、直接それから取ったらしく、ここで扱っている資治通鑑の註とは繋がらないようである。

さて、この史焯積文のごく一部を注とした本を見ることにす

る。蜀の費氏進修堂本は胡三省が取上げてはいるものの、現存しないから、南宋前期鄂州鵠山書院刊本を静嘉堂本から扱う。

南宋前期鄂州鵠山書院刊本

存二三卷

卷六 一六・一九・二二 三四・三八 五四・五七 七〇・七二 一一・一二 一三 一七・二二 二九・四四 四五・五五 一五七・一六一 一八六・一八八 一九〇・一九四 二二五・二二七 二三〇・二三三 二五〇・二五四・二五五・二六〇 二六五・二七一

卷六 二二・一四・一五・一六 二三 三四・三八 五三・五七 六五・六七・六八・七〇・七三・七九 八六・九〇 一〇五・一〇八 一一・一二 一三 一七・二二 六 一二九・一三五 一三六・一四三・一四五 一四九・一五三 一五五・一六一 一六三・一六六・一七一 一七六・一八〇 一八四・一八八 一九〇・二〇三 二〇六・二〇八 二二三・二二七 二三〇・二三三 二三五・二三七 二四七

〔南宋前期〕鄂州孟大師府三安撫位鵠山書院刊

卷七 一一・二三・一四 (一部) 一九・二二・二二・三二

(一部) 五四・六六・六九・七二・七四 七八・八五 八九 (八五・八六は一部) 九一 (一部) 九二 (一部) 一〇六・一〇七・一一七 (一部) 一二二 一二五・一二六 (一部) 一四四 (一四三も一部) 一四九 (一部) 一五二・一五七・一六三 (一部) 一七一 (一部) 一六六 (一部) 一七七 一七九・一八五・一八六・一九〇 (一部) 一九四 二〇二・二〇七・二一四 (一部) 二二三 (一部) 二二五 二三五 (一部) 二三七 (一部) 二四七 (一部) 二五〇・二五四 二六五・二七一

補配 元至元二八年 福建行中書省參知政事魏天祐覆

〔南宋前期〕鄂州鵠山書院刊本

右二種の取合本 一二〇冊 静嘉堂文庫蔵

後補淡褐色表紙 (三五・七×二三・二センチ)、大字本にふさわしく大型である。虫損部分を裏打ちし、襖紙を挿む。標記の通り二種の取合本であるが、前者の宋版には、A 静江路儒学旧蔵本と、A' 後者の元版の補配に用いられたらしく、虫損がそれと同じ形ではげしいものがある。B 元魏天祐刊本の料紙は小さく (高さ三一・六センチ)、その多くに金鑲玉を施す。紙質はA本

がやや厚手で黄色味を帯び、A本はそれよりわずかに厚さも色も薄く、B本は白い。

遊び紙が二葉あり、その末葉裏が古紙で、「関借官書常加愛護此亦／士大夫百行之一也仍令／司書明白附簿一月一点／毋致久仮或頓壞去失依／理追償収匿者聞公議罰」との、双边(外郭二〇・八×一二・五^{チセン})の大型印がいっぱい捺されている。これは後述の「静江路学係籍官書」印と、「書」字をはじめまったく同体・同色であるから、元代の同路学の印であって、おそらく第一冊か毎冊の表紙見返しにあったものであろう。後に残本となって、その一を存巻首の巻六首に附綴したわけで、必ずしも静江路儒学にあった時にすでに巻五以前を欠き、ここだけにしかなかったとは思えない。同学を離れて巻六を首とする残本となったあと、ときの所蔵者が一例だけを冒頭に置いたのではないか。

首題は「資治通鑑卷第六」、撰者司馬光の官銜は「朝散大夫右諫議大夫権御史中丞充理檢使上護軍賜紫金魚袋臣司馬光奉／勅編集」。

以下、まずこの宋鄂州鶴山書院刊本から誌す。

左右双边(二三・八×一七・九^{チセン})、一一行、一九字・注文

小字双行二三〜二五字。版心は白口、双鱼尾、上象鼻に字数、中央に「通(通鑑)六」のように題、下象鼻に刻工名を刻する。

版心の破損が大きいために、またその多くが単字であるために、刻工の姓名は僅かしか採録できない。本文の字様がおよそ四種にみえるから、それを別けて掲げる。

1 王璵 吳進 沈頤 胡寧 張俊義 俊義 陳瑠 許德清

劉松 劉康臣 鐘興

2 吉甫 李侁 林茂 潘梓 劉文 蔡元老 興宗 元 林

言 徐 劉

3 仁仲 元 林 言 徐 劉

4 仁仲 吉甫 林 言

1 は全巻の前半を占める竜爪体に近いもの、2 は巻一八〇〜二〇〇前後の南宋中期浙刊本風の整って美しいもの、3 は巻二〇三〜六あたりにみえるその系列のようでかなり太字のもの、4 そして巻二二七以降に散見する元の普寧寺版の大藏経などの字様に似た細くてやや縦長のものである。単字の名がはるかに多いが、ここでは名が共通だけでなく、刻工名の字様も同一とみられるものだけを採って、次の中央図書館本の項に中国訪書志を承けて録し、ここには省いた。

さて本文の字様は、前半はいわゆる竜爪体に近く、次第にその力が弱くなるのが、1から2、3、4に至るように刻工名の変化と相応している。個々にみると、たとえば4は個別にみれば元版と思われるが、刻工名からは2、3、4は同一であることがわかる。

しかし、摺刷の状況は全巻すべて一様で、別に漫漶の葉もなく、わずかに横に割れめの入った版はあるが、字様は異っても墨色など印面に変化はない。しかも、一巻のうちに数葉が異なるのではなくて、四種が数巻以上の単位で纏って、各々一巻を通して同じでいて、それぞれに相違するものである。

したがって補刻ということは考えられず、別版補配にしてもこの現状では別々に印行したもので補ったのではないし、後半の版木が南宋中期か元代に傷んだか失われたとするには、前半の竜爪体の部分と印面上に変化がないのがおかしい。結局、これらはまったく無修の原版で、版下にしても彫版にしても当初は竜爪体を模して行ったが、後半は湖北ないしは江浙の本来の字様に帰してしまっただけであろう。

なお元の静江路儒字印は、竜爪体のところに一〇余とこの字様の卷二三三五首、4の字様の卷二四一〜二四三にある。

避諱欠筆はさほど嚴格ではないが、玄弦炫絃鉉朗琅 警驚
弘泓殷 匡筐筐 頰 恒暉 貞楨徵 讓 勗 桓峒 構溝購
慎等の字に行われている。

卷六八の尾題の後に、大きく「鄂州孟大師府三安撫／位刊梓于鶴山書院」の木記がある。

A本としては冒頭の冊にだけ、朱句点・圈点がある。

元版も含めた全巻の「汪士鐘藏」(陰)のほかに、すでに触れたように「静江路学／係籍官書」印を捺す。静江路は広西桂林である。この印は卷三三〜三八、四八〜五〇、一六一、一六二、一七三〜一七六、一八八、二二一〜二三三、二三五、二九九〜三四四のほぼ毎巻に集中的にあり、学官の書であればあるいは毎冊に押捺されていたものか。そうすると、この同版の他の巻は、一部は虫損の形から元版と一緒の補配本(A)とは思われるものの、押捺本と紙質墨色が異らないだけに、その関係に疑問が残る。

B本は、元至元二八年福建行中書省參知政事魏天祐刊本で、中国版刻図録に序の全文(二葉)と卷七六首半葉の書影を載す(図三一〜三二三)。この北京図書館本は存六四卷とあり、他に零本・零葉はままするが、このような巻数をもつのは、

補配本とはいえ、また序目を欠くとはいえ、この静嘉堂本も貴重な存在である。(同館新目録に存七一巻という。追記参照)

この本は巻八から現れるが、この首題は「資治通鑑卷第八／秦紀三起昭陽大荒落尽／二世皇帝下」で、秦紀の首でないから司馬遷關逢敦將凡二年

馬光の銜名はない。左右双辺(二四・五×一七・八チセン)、A本と寸法が近く、注も同じく、字様は異なるがむろん行格は同じであるから、その覆刻本とみてよい。料紙が三チセン 余り小さく、襖紙を挿み、しばしば金鑲玉とされていることは前述した。

版心は白口、わずかな例外を除いて魚尾がなく、上方に字数のあるものは少く、次に横に一線を引いて「通監(通・監)八」のように題し、下方に丁付と刻工名を彫る。古い時期の虫損がかなりひどく、刻工名はごく少ししかみえない。王允興 朱宸 洙宸 林於 林炎 陳洪 葛文 楊庚 魏奎 魏埜 王 白 先 志 洪 質。覆刻のためか、玄弘泓殷などの字に宋諱欠筆が残っている。

この元魏天祐刊本については後に一項をたてる。

「長州顧仁／效水東館収／函籍私印」「顧印／仁效」(陰)「陽山顧／氏収蔵」(陰)、「汪士鐘蔵」(陰)の蔵印を鈐す。すなわち、汪士鐘(清嘉慶進士)以前にA本に寄せられたものである。ま

た先に触れたように、それより早くA本と合されていたと思われる。A本には汪士鐘蔵印だけがある。なお、B本には全巻に朱筆で句点が施されている。

存二五六卷

卷一	五・七	三五・三七・三八・四二	八三・八六
卷二	一〇〇・一〇二	一〇一・一〇八・一一〇	一五〇
卷三	一五三	一五五・一六〇	一八〇・一八二・一八三
卷四	一八五	一八九・一九一・一九二	一九六
卷五	二〇一・二〇三	二〇七・二〇九	二三九・二四二
卷六	二七二・二七六	二七九・二八六	二九二

〔南宋前期〕鄂州孟大師府三安撫位鶴山書院刊〔元〕修

一二八冊 中央図書館蔵

後補茶色表紙(三四・三×二二・七チセン)、裏打補修。

この本の覆刻の元魏天祐刊本には目録三〇巻が同時に刊行されたらしい形跡があるが、この方には現在のところ目録の残存するものがない。

卷一首題は巻第のほかには静嘉堂本と変わらない。匡郭も左右双辺(二三・七×一七・八チセン)。卷六八末の鄂州鶴山書院刊の双辺双行の大きな木記は存する。刻工名は前掲本のほかに、

文虎 文質 王瓌 吳輔 李昌 吳輔 沈亮 奕之 徐君
 徐進 徐義 徐儀 章暹 陳明 袁震 熊成
 らがおり、中国訪書志は元修として

王召 王日新 翁勝之 吉甫 許卿 吳代 徐松 徐和甫
 張千 張召 陳一清 陳用和 陳玉泉 括蒼陳邦卿 鄭林
 伯宇 伯厚 余生 楊師 秘書銜友岩

の名を挙げてゐる。そして、原刻刻工を次のように諸書と比較して、同名の者を得ている。

書名	刊年	刊地	刻工名
礼記正義	紹熙三年	越州	南末修 徐進 王瓌(修)
尚書正義	南末前期	越州	同 陳明 李昌 徐儀(修)
周易註疏	南末前期	越州	陳明
文選	紹興	明州	南末前期修 劉文
周官講義	南末前期		陳明 劉文
聖末文選全集	南末前期		李昌 劉文
元氏長慶集	南末前期		陳明 李昌 劉文
論衡	南末前期		陳明 李昌
國語	南末前期	南宋修	徐義

龍龕手鑑	南末前期		林茂
文選	南末前期	贛州	李昌 劉文
六家文選	南末前期	蜀広都費氏	王元度 袁震
漢書	南末前期	兩淮江東轉運司	南宋中期修 王瓌
七史	南宋前期	浙 南宋中期修	王瓌 徐義 李昌 劉文
資治通鑑目錄	紹興	兩浙東路茶塩司	南宋修 徐義
本草衍義	南宋前期	南宋修	陳明
樂書	慶元		劉文
太平御覽	慶元	蜀	王壬
淮海集	乾道九年	高郵軍学	劉文
坡門酬唱	紹熙		劉昌
皇朝文鑑	嘉泰四年		徐進 林茂
東坡先生和陶淵明詩	南宋中期刊	南宋修	吳輔
儀礼経伝通解	嘉定		吳輔 劉才
古史	南宋中期		王瓌 徐義
增修互註礼部韻略	南宋中期		徐義
晦庵先生文集	南宋中期		王瓌 陳明
歐陽文忠公集	南宋中期		劉昌 劉文

この結果、欠筆が孝宗の慎字に止っていることとあわせて、孝宗淳熙年間（南宋前期の後半）の刊と見、降つても寧宗朝中期（南宋中期）以後にはなるまいとする。

なお、元修刻工は他の本にほとんど見えない者ばかりであるが、ただ徐友益が元至大間に江浙行省刊・後至元二年江浙等処儒学提举余謙修の六書統溯源と書学正韻とに、陳邦卿が右表の札記正義、七史のうちの宋書、南齊書・梁書・魏書、皇朝文鑑等、南宋前期刊本の元修部分に現れる。二人だけなので、同一人であるかは断定しかねる。

また、括蒼（浙江）の地名を冠する者は元大徳九路儒学本などにいるが、宋の原刻葉に漫漶のところあまりなく、刷りも良くて印面にさほどの変化が認められないから、一部に元修が行われたことに多少の疑問が拭えない。

蔵印は「吳郡／沈文」「辨之印」「周氏／仲孚」「南浦／漁生」「汪士鐘蔵」「張印／鈞衡」（以上）、「吳興張氏適園収蔵図書」（陰）、「石銘／収蔵」「苴圃／収蔵」「挾是居」（楯）。適園張氏の前に、

静嘉堂本と同じく汪士鐘の手にあったわけであり、同印である。この押捺の巻次を記録することを怠ったが、静嘉堂本に欠巻のところであれば、当時の僚巻であった可能性を含む。

零本（存卷一四九尾・一五〇（尾欠））

〔南宋前期〕鄂州孟大師府三安撫位鶴山書院刊 四冊

東京大学東洋文化研究所蔵

後補紺色表紙（三三・九×二一・七センチ）、粘葉装。

卷一四九は尾の第二一・二二葉の二葉を存し、卷一五〇は存二四葉で尾一葉を欠く。

前巻の尾題は「資治通鑑卷第一百四十九」。後巻の首題は

「資治通鑑第一百五十」（低）梁紀六起開逢琦徐夙旃蒙大荒落凡二年。

左右双辺（二四・二×一八センチ）。

刻工名は、松 吳 陸 許 方 元 伸 文昌 成。

かなり早印の本である。

零本（存卷七五第一四〇二四葉・卷七六第一〇一一葉）

〔南宋前期〕鄂州孟大師府三安撫位鶴山書院刊 二冊

天理図書館蔵

改装後補紺色表紙（三四・五×二一・九センチ）、粘葉装。やはり大型で、粘葉装のまま伝存したものか。一葉ごとに副紙を入れる。

刻工名は、伸松 侑元 清議 故陸。

「金菊子」等の三印を捺す。

天理図書館には宋元零葉 旧刊書影 一帖があり、宋元明版の零葉

四九枚を貼布したもので、文求堂田中慶太郎氏の編といわれるが、この第二に同版の卷八第一二葉がある。料紙は三二・八×四二・八チセン。刻工名は虞。

中国大陸所在本は未調査であるが、北京図書館に残本存七一巻が、北京・上海・東北師範大学に零本・零葉があるらしい。

東北師範大学本は、高振鋒氏によれば卷二二六の零本で、巻端に「金谷子」「琴音自樂」、巻末に「小被和尚」「幼雨齋」の四印があるという（後掲 《資治通鑑》刊刻出版考）。「金谷子」印は天理図書館本にあり、十分に判読できなかったから明記しなかったが、東京大学東洋文化研究所本の蔵印三のうち二が、「幼／雨／齋」(円)、「小□／和／尚」(陰)のようにも見える。確認できないが、この三本に僚卷のような関係があるかとも想像される。

なお蔵園羣書経眼録に、残、京師図書館蔵書、癸丑（一九一三）として同版本を著録する。

元至元二八年福建魏天祐刊本

（覆南宋前期鄂州鵠山書院刊本）

前述の南宋前期鄂州孟大師府三安撫位鵠山書院刊本を、元至元二六年から二八年にかけて、福建等処行尚書省參知政事の魏天祐が覆刻した本で、北京図書館蔵の残本六四巻が「此本世無二帙」とされる。一九五九年刊の北京図書館善本書目には著録されないが、翌年の中国版刻図録に書影三葉が掲載され（図版三一一～三一一三）、特に序全三葉が示されて、その全文を知ることができるとすなわち、半葉四行、行八字で、

書訖而春秋作、春秋絶而通鑑続、俯仰数千年、尽在是矣。

予旧収蜀本通鑑、視江南諸本為善、惜其今無存梓也。及命工翻刊、起於至元己丑春、迨辛卯春成、士友校讎謂無訛舛、因記歲月以貽後觀。

奉国上將軍福建等処行尚書省參知政事魏天祐書于建之中和

堂

鉅鹿（爵形）
南国

容（円形）
齋

中（方形）
和堂

とあるものである。

解説に存六四巻とあるが、存巻数は異なるらしく、この序が首

尾のいずれかに置かれているかも知れぬ。（追記参照）

ただし傳増湘 蔵園羣書経眼録によれば、この序二葉は傅氏が版市で購得したものであるという。本巻の存六四巻は不確定ながら巻一を欠くらしいから、本来は別であったものを合せているようである。

書影のもう一は巻七六首半葉で、解説に匡高二四・三樞、広一七・八樞、一一行一九字、白口、左右双边と記す。

序第二葉の末に「三山鄧堅刊」の刻工名がみえるが、元至治二年刊の通志二〇〇巻が福州三山郡学刊である。後述するが、いわゆる興文署刊の胡三省註音本の刻工が、この通志の刻工とやや共通する。

その上方に「温字拾柒号」、匡郭外に「解物人沈盛／沈茂」（下に花押）とあるが、これらは印であろう。ただし、「温字十七号」を傅氏は木記という。さらに蔵印として、「礼部評鑑／書画関防」印がみえる。

前述のように、静嘉堂蔵の南宋前期鄂州鵠山書院刊本に覆刻のこの本が補配され、それが八〇巻、一卷の一部に含まれる場合も加えると九九巻に及ぶ。ただし、修補は行われているもの

の虫損がはげしくて、刻工名がほとんど採録できない。

巻八首は左右双边（二四・五×一七・八^{チン}）、一一行一九字。版心は白口で上方、題の上に横線を引いて一画するだけで、字数はなく、題は「通鑑幾」「通幾」と、そして丁付と刻工名を刻する。もつともごく稀に単魚尾の葉がある。中国版刻図録の巻七六首も同様で、刻工名が「堅」とみえる。

字様は、蜀刊の竜爪本の覆々本ということで、大字ではあるがその面目はなく、強いていえば南宋前期建刊本（福州の刻工もかなり加わっている）を大字にした感が残るところであろうか。他に元刊本で字様の似るものは少い。

しかし、静嘉堂本自体は補配であるから南宋本とこの元刊本の字句の比較ができないが、東京大学東洋文化研究所蔵の南宋版の巻一五〇と静嘉堂本の元版とには、行格、本文とも差異はなく、匡郭の寸法も近いから、やはり両者は覆刻の関係にあるといえる。玄弘泓殷等の宋諱欠筆が残るのもその故であろう。

現存本はこの二本とされているが、零本、零葉は意外に見ることがあり、端本を所蔵される方々が居られる。

元刊胡三省音註本

胡三省の音註と釈文弁誤一二巻が附刻された最初の本で、かねて元の興文署刊といわれてきた。その旨をいう翰林学士王磐の序が、明代以降の音註本にしばしば附刻され、元刊本でも天祿琳琅書目に著録の二本のうちの一の首にこの序があるとして、その要旨が移録されているからである。

しかし、当の元刊本では、藏園羣書経眼録に著録の傅氏藏本、他に莫伯驥の五十万巻楼羣書跋文などにわずかに著録されるといわれる程度で、原文を備えた本がほとんど実在しない。静嘉堂蔵の汪士鐘旧蔵本は全文を補写しており、台北の故宮博物院、中央図書館、中央研究院歴史語言研究所、さらには上海図書館蔵の首備完好の各本になく、まして首を欠く他本にはあるわけがないのである。その故もあつてか、王国維がこの本の興文署刊説を否定した。ところが、復旦大学図書館でこの序を附刻した本を初めて見たので、直ちにその是非を明らかにするには至らないものの、ここに再考を試みておく。

復旦大学本の王磐序は、首半葉を欠くが全三葉、一見したところでは補刻葉とはみえないが、疑点もありこれについては後に述べる。残存の二葉半の本文四一字は近刊本や補写の静嘉堂本とまったく一致するから、原文と相違しまいと思われ、首の八七字も信じられることになる。行格は毎半葉六行、行一五〜一八字であるから、字数から欠葉には五行をとり、題一行分が余ることになる。通行本・静嘉堂本の題は、「興文署新刊資治通鑑序」とある。復旦大本の版心は、ただ「序」と題する。刻工名はすべて「王昱」。

序文の内容は、ほぼ天祿琳琅書目の引用に近く
 朝廷憫庠序之荒蕪、歎人材之衰少。乃於京師勅立興文署、
 署令丞并校理四員、咸給祿廩、召集良工、剡刻諸経史子版
 本、頒布天下、以資治通鑑為起端之首。可謂知時事之緩急、
 而審適用之先務者矣。
 の一節に尽き、

今是書一布、不及十年、而国家人材之盛、可拭目而觀之矣。
 と結んで、「翰林学士王磐序」と署するものである。

この序文の通りであるとすれば、胡三省の音註の成立と王磐の生卒年からして、興文署で至元二〇年代に刊刻されたことに

なる。

因みに王磐の伝記資料は、元史卷一六〇列伝四七の同伝をはじめ少くなく、金の正大四年に進士となり、至元七年（一二七〇）に翰林学士、同二年（一二八四）に八三歳で致仕、同三〇年（一二九三）に九二歳で死去している。

王磐序が興文署刊本にされたものではないという王国維の論は、本論集においては繰返しになるが、重要であるから、項目を分ける形で全文を掲げる。

元刊本資治通鑑音注跋

1 此本世謂興文署本、緣印本首有王磐序云、興文署刊諸書、以資治通鑑為首云云。

案興文署之立、未知何年。然秘書監志云、至元十年十一月十七日、大保大司農奏過事内一件。興文署掌雕印文書、交屬秘書監呵。是至元十年已有興文署。且是年署中已有雕字匠花名四十名、印匠一十六名。則刻印通鑑自当在此前後。

2 而胡梅磻通鑑注成於至元二十三年、遠在設興文署之後。

3 又王磐致仕在至元二十一年以前、亦無從為胡注作序。且王氏序中無一語及於梅磻。則王氏所序、興文署所刊、自為温

公原書、非胡注也。

4 又梅磻自序謂、初撰通鑑広注九十七卷本、用陸氏經典積文例、与本書別行。丙子避地越之新昌、失其書。乱定反室、復購得他本為之注、始以考異及所注者散入通鑑各文之下云云。
5 案丙子即宋亡之歲、梅磻丙子後所得之他本、蓋即興文署刊本。因注於此本之上、後來刊注時、遂并王序刊之。實則与胡注無与也。

6 明黄溥簡籍遺聞、謂是書刊於臨海、洪武初取其板入国子監。此語得之、臨海為梅磻鄉里、其刊此書、与樂平州刊文献通考・慶元路刊玉海事同。当在梅磻身後矣。

7 袁桷師友淵元録云、胡三省積通鑑三十年、兵難稿三失。乙酉歲留袁氏塾、手鈔定注。己丑寇作、以書藏窖中、得免。

定注今在家、是清容作淵源録時、其書尚未印行、可為今本非興文署所刊之鉄証也。 (觀堂集林卷二二)

これを要約すると、次のようなことになる。

興文署は至元一〇年には存在し、雕字匠花名四〇名、印匠一六名がいたし(1)、王磐の致仕が同二一年以前であるから(3)、興文署が資治通鑑を刊行したのは至元一〇年前後であり(1)、胡注の成立以前であるから(2)、王磐の興文署刊資治通鑑序に

は胡三省について一言も触れられず、これは無注本である(3)。
胡三省は、完成した通鑑広注九七巻を戦乱で失ったあと(4)、
おそらく興文署刊本を入手して、この本に注を施して(5)、至
元二三年に音註資治通鑑が成ったから(2)、王序も附刻された
のである(5)。これは胡三省の郷里の臨海(浙江)でその歿後
に刊刻され、その版木は明の洪武初に国子監に収められた(6)。
なお、元の延祐ごろに袁桷の師友淵元録が書かれたときに、胡
注はまだ印行されていなかったから、胡注本は興文署刊ではあ
りえない(7)。

また、蔣氏密均樓の伝書堂善本書志にも次のようにいう。
目錄家多謂之興文署本、其実元臨海縣刊本也。鄱陽胡氏翻
刊此本、前有翰林學士王磐序云、京師勅立興文署、署置令
丞校理四員、咸給廩祿、召集良工、剡刻諸經子史板、布
天下、以資治通鑑為起端之首云々。然此序非為胡注本作、
其証有三。考興文署之設、在至元十年以前、王磐致至、在
至元二十年二十一年之間、磐序結銜稱翰林學士、則尚在未
致仕時、而胡氏通鑑注成在至元二十二年、次年寇作、尚藏
窖中、決無於二十一年、刊行之理、一也。磐序但言刊刻資
治通鑑、無一語及胡氏注、二也。此本与諸家所藏元刊本、

皆無王序、独天祿琳琅所著一本、及鄱陽胡氏覆刊本有之。
明係從他本撿入、三也。此書書板、明時在南京国子監、自
是南方刊本、四庫總目及孫氏平津館鑿藏引記明黃溥簡籍遺
聞云、是書刊於臨海、洪武初取其板、藏南京国子監、似得
其実。攷此書行歟、与玉海同、其刊刻時代、殆与玉海相先
後。臨海為梅澗郷里、其刊此書、亦如慶元路之刊玉海也。
若興文署所刊、当是温公原書、非梅澗也。

長文でほぼ重複するが、敢て掲げた。
元の王子点の秘書監志(四庫全書所収)、胡三省の序、四庫
總目等に拠つてであるが明の黄溥の簡籍遺文(四庫全書所収)、
さらには胡刻通鑑正文校宋述略を通じてであろうが袁桷の清谷
集師友淵源録などを引いたすぐれた考証である。

一方、元史卷一六世祖紀一三に、
至元二十七年春正月……復立興文署、掌經籍板及江南学田
錢穀。
の一条があつて、至元一年以後に一度衰えたらしいのを、再
興したことを伝える。ときに王磐は八八歳、すでに致仕して翰
林學士ではないが、この四年後まで存命する。

この年以降に序を書くことはあるまいが、その一節はやはり序の荒蕪を憫れみ、人材の衰少を歎くというものであった。王は興文署の復興に努力したわけであるが、王国維説に従えば、それは至元一一年以前になるから、考えにくいことであるが、王磐の在任中かその直後に、興文署は再び荒廃してしまつていたことになる。

また、序の「署置令・丞并校理四員、咸給祿廩、召集良工……」と、秘書監志の「匠花名計四十名 作頭一名、匠三十九名、印匠一十六名」との関係であるが、前者が発展して至元一一年当時にはそのもとで後者のように整備されたものであろうか。二七年の復興の際は財政基盤にも配慮したようであるが、経籍板は管理しただけで新たな刊行事業は行われなかつたのだから。興文署刊本というものは、一一年以前か二七年すぎかのいずれにせよ、この資治通鑑のほかにはまったく記録さえ見当らない。王磐序も王国維説にも、なお多少の疑点が残るのである。

いずれにせよ、王磐序が「興文署新刊資治通鑑序」と題し、興文署を立てて多数の経史の版本を刊刻することを企画し、その第一に資治通鑑を取上げたというのであるから、それが王国

維のいうように至元一一年以前の無注本か、二〇年代以降の胡註本か、いずれかが刊刻されたのはおそらく事実である。王国維説は胡註本が歿後、つまりは至元を過ぎて、あるいは延祐以後になって臨海で刊行されたことなども述べて力はあるが、まだ完全には納得させるに至らない。そこで、現存の元刊胡註本の書誌的な面からこの問題をみることにする。

この本の比較的早印の本はかなり残存しているが、ここにやや問題が含まれているようであるから、それを静嘉堂本や上海本を中心に述べて、台北所在本はすべて中国訪書志に著録されていることでもあるし、早印本も多いができるだけ略記する。

二九四卷 通鑑釈文弁誤一二卷

〔元〕刊〔明初〕修

卷二〇五・二〇六補写

二八六冊 静嘉堂文庫蔵

後補淡褐色表紙（二七・三×一七センチ）。第六冊まで「資治通鑑第一冊／卷一／周威列王 安王 烈王」のように墨書。襷装。

首に元の王磐の「興文署新刊資治通鑑序」と司馬光の「資治

通鑑序」が補写されているが、版心に「序」と「王」等の小題・刻工名・丁付が記されていて、この刻工名が特に王磐序二葉の表側はともに復旦大学本のも的一致する。刊本から直接補

写されたことが明らかである。次に容齋隨筆の一節が写され、胡三省の「新註資治通鑑序」から刻葉に入る。

首題は「資治通鑑卷第一／(低一格)」朝散大夫右諫議大夫權御史中丞充理檢使上護軍賜紫金魚袋臣司馬光奉／勅編集／(低八格)後学天台胡三省音註」。双辺(二二×一四_チセン)、一〇行、二一〇字・注文小字双行。版心は小黒口で、大小字数、「通鑑幾」の題、丁付、刻工名を彫る。

刻工名については、この後に一括して掲げる。

ただ、卷一一二の尾題の裏葉に「補刊曹愚」の四字があり、無修とみられる後掲の台北中央図書館の北平図書館旧蔵本にすでにみえる。この葉はむろん卷末(第三〇葉)で、本文はわずかに一葉、それも大字二字、小字の注文が一〇字、それに尾題の一一字しかなく、字様は原刻の前葉と変らない。版心には刻工名はむろん、字数と題もないが、双魚尾などに違和感がない。曹愚の名は原刻刻工に見当たらないが、この字数のあまりに少い一葉を補刻する必要が、刊後直後に生じたのではあるまいか。早印のみごとな本が他にあるから、それと較べると明代前期ごろには降る後印本である。ごく一部に文字がやや小さく、版心がやや粗黒口ぎみで、字数がなく刻工名も付実だけを例外と

してなく、あるいは明初ごろの補刻かと思われる。卷一一六(一九)第一一五・一一六冊」と卷二〇四(第一九一冊)の第五(一九)葉は、料紙が七ミ小さな補配本で紙質がやや粗くて厚く、墨色が濃いのが、刻工名にvarietyがなく、ほぼ同期の印の同版本である。蔵印については後述するが、李鹿山の印がないから、汪士鐘の蔵となる間に寄せられたものである。

尾題「資治通鑑卷第二百九十四」。次に総目一葉、そして司馬光の上進表と、検閲文字・編集の五名の列銜、奨諭詔書、元豊八年の重行校定と元祐元年の杭州鏤板の一三名の列銜、さらに紹興二、三年の兩浙東路茶塩司の印造の列銜が計七葉をとって続く。

次で、「通鑑積文弁誤卷第一／(低八格)」天台胡三省身之」と題して、通鑑積文弁誤一二卷があり、その末に通鑑積文弁誤後序が附く。

卷二七二の尾題の後に二行を空けて、「八月壬午起写甲申徹卷」と刻す。この類のものは次掲の上海図書館本には随所にあるが、この本はこの一箇所であり、その他の本でもまだ見出せない。元末明初のころにすべて剝去されたものの残りであろうが、上海本の項で更めて述べる。

標記の二巻のほか、卷二〇四第一〜四、二二葉、その他所々に補写葉がある。すべて同筆で、卷頭の二序と異って汪氏印があり、清代の前半ごろのものか。

ほぼ全巻に朱筆で句点、傍点が施される。

蔵印は、「曾在李／鹿山処」、「汪士鐘／曾説」「長洲汪文琛／鑑藏書画印」(陰)、そして卷一・二・四(冊次も同じ)だけ李鹿山印に重ねて「翰林何／須問主人」(陰)が捺されている。

さて刻工であるが、宋版はもとより、元代でも、あるいは明清に降っても姓名で二字の者が多いのに、ここでは圧倒的に三字である。それは比較の上では有利なようで、逆に異姓でありながら同名の者を多く生じていて、問題を難しくしている。ともかく、この本の刻工名を表示する。

2 丁士与 丁伯王 丁師吉 丁師禹 丁華甫 刁文
 刁文質⁴ 王子興 王仁父 王仁甫 王仲仁 王伯玉
 王智夫 王曾夫⁵ 兵文榮 付子勝 付仁 付文徳
 付友実 付智高⁶ 任青甫 朱子付 朱子行 江公
 江公評 江天其 江四如 江仲安 江仲寮 江仲績
 江吉甫 江安民 江成甫 江伯高 江伯海 江君吉
 江君美 江君憲 江君裕 江志高 江叔度 江青甫

江青卿 江梅溪 江清甫 江実父 江寿卿⁷ 余子共
 余子恭 余平父 余仲容 余安斎 余君仲 余君亮
 余馬児 余敬仲 余巖仲 吳已 吳升高 吳生老
 吳可九 吳可久 吳昭甫 吳進甫 吳華甫 肖子光
 李子明 李永員 李光于 李光奕 李伯太 李真僧
 辰希文⁸ 周季方 周寄周 周第 周継周 明時中
⁹ 俞慈⁹ 姚君実 姥祖敬 胡仲昭 胡志卿 胡時中
 范以貴 范成甫 范興宗¹⁰ 凌善慶 席善珍 徐文
 徐文卿 翁文忠 翁禔甫 連季仲¹¹ 張希文 張伯興
 張君茂 張良卿 張季文 張季祥 張和甫 張叔夷
 張明甫 張漢卿 許漢卿 郭信徳 陳七 陳子和
 陳子厚 陳子華 陳文甫 陳以敬 陳以德 陳外秀
 陳光甫 陳君仲¹² 馮永昌 黄子一 黄子益 黄子通
 黄子心 黄升安 黄升貴 黄叔安 黄善珍 黄善卿
 黄善敬 黄達夫 黄徳明¹³ 葉文意 葉正卿 葉克明
 葉杞宗 葉清甫 葉智和 葛秀甫 虞文甫 虞文斌
 虞以德 虞君賜 虞良卿 虞智文 虞漢臣 詹宗海
 詹慶二¹⁴ 劉二高 劉子仁 劉子明 劉子昭 劉元善
 劉允善 劉伯把 劉伯起 劉克明 劉季和 劉義高

劉銓孫 蔡松青 蔡貢甫 蔡興子 鄭七才 16 魏祖敬

2 七才 刀父 3 子一 子求 子和 子明 子美 子通

子興 士行 4 仁老 仁慈 午平 天賜 尤八 文西

文忠 文甫 文斌 文福 文質 文鎮 升高 5 生老

正父 正卿 丘文 外秀 平山 以敬 以貴 以德

禾甫 必貴 必遇 世明 永明 6 仲仁 仲良 仲美

仲貴 仲績 仲賢 仲察 吉父 吉甫 江公 希作

希孟 安堅 光于 7 伯玉 伯英 伯海 伯英 伯高

伯興 伯壽 君吉 君美 君興 君宝 求明 克明

克昭 克敏 宗卿 宗海 宗敬 志卿 8 叔安 叔意

叔彝 松青 9 青甫 屏山 若美 若興 追甫 10 智文

智和 祖珍 祖敬 時中 貢父 11 惟志 清甫 12 淳卿

善珍 善卿 善樂 達公 達父 雲海 13 靖甫 義昌

義高 14 壽卿 15 德明 德閏 德謙 実父 実賢 16 興子

興宗 興望 20 継宗

長巻にしても多数の刻工が雕版に加っているが、そのほとんどが二字の名を持つのが元のこの期の特徴で、後半は姓を欠いて名だけの者である。それでいて元刊の他本と姓名の一致するものは少く、まして刊年の明らかな本は稀で、わずかに至治二

年（一三三二）福州三山郡学刊の通志二〇〇卷の二〇〇名を越える刻工のうちの、次の者たちが合う程度である。

王仁甫 王智夫 張明甫 陳子和 貴德明 葛秀甫

君美 伯玉 仲美 必遇 実父 善樂 正卿 子通

後半の名前だけの者は、通志にはほぼ姓が附いており、次例の場合もそうであるが、意外に異姓同名の場合が多いから、一応の参考になるにすぎない。

いわゆる正徳十行本注疏は元の泰定年間（一三三四～二七）

ごろの刊であるが、その刻工の大半は姓を刻さないが、姓を無視して同名の者を挙げると次のようになる。

七才 子明 子興 子応 天賜 文甫 文燦 以德 丘文

正卿 伯玉 伯壽 善卿 智夫 智文 漢臣 德謙 興宗

遺漏があつても一八名になるから、この半数は異姓、つまり他人としても、合致するものが少くはない。この他に通志と十

行本注疏の両者を通じて、間接的ながら王君粹らが、天曆二年（一三二九）の新唐書とも関連するところがある。

またさらに時代が降って、至正六年（一三四六）江浙等処行

中書省刊の宋史と、江伯高、盧智文の二名だけが合う。

これらの例によって、この元刊資治通鑑は王磐や胡三省が活

躍した至元二〇年代より四、五〇年は遅い至治・泰定・天曆ごろの刊本とみるのが妥当と考えられる。とりあえず刊年については、さすがに王国維説が重みを示すのである。

二九四卷 通鑑積文弁誤一二卷 〔元〕刊 一五〇冊

上海圖書館藏

後補薄茶色表紙（二九・八×一七・一センチ）。ときに題簽が残っているが無題、清代の紙で、「金粟山／藏經紙」朱印を捺す。

胡三省の新註資治通鑑、そして卷一。以下、版式は静嘉堂本と同じであるが、ほとんど初印に近いと思われる。

ただ、静嘉堂本はじめ他本と異るところがあつて、一部の巻の末に、前後の三例だけを挙げるが、次のようにある。静嘉堂本にはただ一条が残されていることは、すでに指摘した。

四月癸丑起写是月戊午晦畢／卷是数日稽事方殷天少雨

（卷七）

余始写通鑑以一帙授大兒長／文使写之今十一年矣乃克讎／

校事壬辰閏六月四日也

（卷九）

通鑑相隨四十秋 黒頭吾伊到白頭

夜眠欲睡不得睡 昼坐似愁還悲愁

經濟滿懷無用処 興亡過眼欲如流

手編留与兒孫読 如得兒孫会徳否

右 胡三省 作

（卷二九四）

刊刻の際に校者や版下抄手などが書加えた文とも思えず、胡三省が附註のときに、あるいはそれを整理したときに書いたものが附刻されたものであるうか。

「玉牒／崇恩」「語鈴／対人」（陰）「碧域／精舎」「七仏／同龕／之至」（陰）「曾在崇／禹躬処」「上海図／書館／藏書」の蔵印。

また蔵園羣書経眼録は、宝応の劉翰臣家で見たと初印本として、卷二六三の後に一葉を附刊して次のようにあるとする。

七月戊申起写。己酉、昼錦樓挈矩之二子招飲。挈矩有宋参

知政事攻媿楼公之曾孫也。二楼又招其二兄彊善・景雋同飲。

酒辺譚経史、言攻媿点句読数処、殊有新意。迨莫而帰。庚

戌養直於市中貿故紙、得一帙書、其首編曰匈奴須知、載遼

国燕京・上京・中京・東京・北京州県道理及官制。次日聚

米図経、趙珣所上、載陝西及河湓地理事宜。又沢曰蔡長侍

行録、載侍父使西河所経見者。因覩之竟日、至壬子乃徹卷。

趙書珣多言康定間事、蔡長書則元祐六年所紀也。（句点は編者の

博嘉年氏か)

この一葉は静嘉堂本にもあると指摘し、さらに卷二六四末にも「七月壬子起写、乙卯徹卷」の一行があるという。

胡三省の新註資治通鑑序によれば、胡三省が始めてこの註の作成に尽力したのは、宋の宝祐四年(一二五六)に進士科を通つてからであり、一度完成した広註九七卷は至元一三年(一二一七六)に浙東から越の新昌へ乱を避けた際に失われ、その後、他本を購得してこれに註を附して、至元二二年(一二八五)に成つたとする。この序の日付も旃蒙作噩、すなわち乙酉(至元二二年)冬十有一月乙酉である。

右の卷九尾の壬辰を至元二九年(一二九二)とみれば、一一年前は同一八年で、再び新註の作成に励んだころであり、宝祐四年から四〇年後が元貞二年(一二九六)ということになる。つまり、これらの記事は胡三省の音註資治通鑑が至元二九年以後に刊刻されたことを示すのではないかと思われる。

そうすると、王磐はすでに致仕、ないしは死没していたにしても、元史世祖紀の至元二七年興文署再興の記事との関連も、全くは否定できなくもなる。しかし、刻工名の比較によつて一

三二〇年前後にまで降るとなると、興文署との関係は薄れ、王磐序は別本のものが後に共に印行されるようになったのではないかと、次掲本の王序からの推定の方が有力になる。

ただし、陳垣・二十史朔閏表、湯淺吉美編・日本曆日便覧によれば、至元二九年には、四月に癸丑と戊午晦、八月に壬午の日はない。

二九四卷(欠通鑑釈文弁誤)

〔元〕刊 二〇〇冊

復旦大学図書館蔵

後補暗藍色表紙(二八・五×一七・三センチ)。金鑲玉装(料紙高さ二五・二センチ)。

遊び紙に清の銭塘の呉城の題識。

首半葉を欠くが、王磐の興文署新刊資治通鑑序がある。

総目一葉、司馬光の上進表と列衛、詔諭詔書、元豊・元祐の列衛七葉等が、重複して首尾の双方にある。しかし、刷りが異つて、尾の方は本文と同じと思われるが、首のものは同版ながら後印である。本来、巻尾にあるべきもののようなのであるから、首の方は後に附綴したらしい。

問題は、王磐の興文署新刊資治通鑑序も後印後綴かというこ

とである。刷りは本文と相違が認められるほどではないが、刻工が「王昱」であって、この名は本文二九四卷、积文弁誤一二卷にまったく見られない。すなわち、本文と同時の刻とは思えないのであって、別本の版木が後に合せられて印行されるようになったのではないか。王国維が明の黄溥の簡籍遺聞を引いて、胡三省の音註通鑑が臨海で刊刻され、洪武初に版本が国子監に収められたという、その明初のころに王磐序の三葉は雕られた可能性も考えられる。ただし、王昱の名はまだ明初刻工にも例を見出せない。

巻頭題署以下、版式は静嘉堂本に同じ。本文には補刻もまさないと思われる。

蔵印は「虞山錢曾／遵王蔵書」、「宝田／堂書／画記」、「関中于氏」、「錢唐何／氏夢華館／嘉慶甲子／後所得所」「何印／元錫」(陰)「何氏／敬祇」(陰)、「吳興劉氏嘉／業堂蔵書記」等。

二九四卷 (欠通鑑积文弁誤) 「元」刊 明弘治二・三、

正徳九、嘉靖一・二〇・二二年通修

(卷五五)七六補配清胡克家刊本)

二八〇冊 復旦大学図書館蔵

後補藍色表紙(二一・五×一六・五センチ)。

序目の類は「新註資治通鑑序」だけ、前半葉が補写で「音註」の「音」を朱筆で校している。以下、版式は同前。ただし漫漶が進み、刻工名なども不鮮明である。

この版は、王国維も指摘したように明初に南京国子監に収められたようで、嘉靖一〇年前後の南雍志経籍考に、积文弁誤とともに全巻の版木が蔵されたことが記されている。この本はその南監で補修が繰返されたようで、版心上象鼻と下象鼻に、

「弘治二年／国子監刊」「監生葛富録」(裴鳳写・王錦・王景等)、「弘治三年／国子監刊」「監生談紳録」(葛富等)、「正徳九年重刊」、「嘉靖元年刊」、「嘉靖二十年刊／監生崔左補」等、「嘉靖二十一年刊／監生汪文瑄」等、「嘉靖二十二年刊」などの補刊記がある。下象鼻に「注 體」「李 吳春」のようにあるのは、版下抄手と刻工の名であろう。調査が十分にできなかったが、さらに二八・三二年の補修が入っているかもしれない。

始めの方に朱筆の句点・傍線が施されている。

蔵印は、「定侯／所蔵」「拾経／楼」「夢芸齋／書画蔵」(陰)「康侯」「芳緝／読」(楕円)「葉啓／潘蔵」(陰)「観古／堂」「葉／徳輝」「郎／園」「復旦大学／図書館蔵」。

存卷三三

〔元刊〕

一冊

天理図書館蔵

後補紺色表紙（二七・六×一七・八_チセン）、金鑲玉装（料紙高さ二五・三_チセン）。

刻工名などにやや不鮮明なところがあって明印と思われるが、弘治以後の補修はない。

存六八卷

存卷六・一五〜一七・二二・三〇〜三六・三九〜四二・五一・六一〜六三・七七〜八〇・八五〜八七・九六・九七・一〇一・一〇二・一〇六〜一〇八・一二〜一七・二三〜三四・四二〜四四・四六〜四八・一六〇〜一六二・一七四・一八四・一八五・一九七〜一九九・二二二・二一九〜二二一・二四三〜二四五・二六七〜二六九

〔元〕刊 三〇冊 中央図書館（北平）蔵

後補濃藍色表紙（三三・五×二九・三_チセン）、襖装。

元印か。ただし欠葉が多い。

「京師図書／館収蔵印」。旧京書影291292に巻五一首と巻六三尾の各半葉を載せる。

存五二卷

卷三四〜三六・六二・六三・七一・七二・八二〜八四・八八・八九・九七〜九九・一〇三〜一〇五・一二七・一四〇・一四一・一四五〜一四七・一七二〜一七四・一七八〜一八〇・一八七〜一八九・二〇三・二〇四・二四二〜二四三・二五七〜二五九・二七四〜二七八・二八三〜二八六・二九三・二九四

〔元〕刊 二三冊 中央図書館（北平）蔵

後補紺色表紙（二九・五×一七・九_チセン）、裏打ちして襖紙を挿む。

明初ごろの印か。卷二九四の尾に、司馬光の進書表以下、兩浙東路茶塩司に至る一連の官銜の類を附刻する。旧京書影293294に、進書表の首と元豊八年重行校定・元祐元年杭州鏤版の官銜の首が掲げられている。

以下の三本とも、北平図書館善本書目（一九三三年刊）は「元刻本」とだけ記して、補刻があるとはいわない。

存八〇卷

卷九〜一一・二五・二六・四一〜四四・六一〜六四・七八〜八〇・八九・九〇・九七〜一〇〇・一〇九・一一〇・一二二〜一二九・一四五〜一四八・一五

四・一五六・一八一〜一八四・一八九〜一九一・二〇七・二〇八・二一七〜二二〇・二二九〜二三五・二五三〜二五六・二六六〜二七一・二七三〜二七九・二八一・二八二・二八四

〔元〕刊 二五冊 中央図書館（北平）蔵

後補薄桃色表紙（二七・三×一九_{チセン}）、包背装、部分的に補修が行われている。前者よりわずかに後印か。

存四二卷 卷二一〜二四・四〇〜四四・一九〜二二・一五
通鑑積文 一〜一五四・一五九〜一六一・一八九〜一九五・二
弁誤存六 五五〜二五七・二五九・二六〇・二七一〜二七四
通鑑積文弁誤存卷一〜六

〔元〕刊 一二冊 中央図書館（北平）蔵

後補紺色表紙（二七・五×一七_{チセン}）、包背装。通鑑積文弁誤は緑色表紙で明代前半の元表紙かと思われ、当時の刷題簽も残っている。

版本に裂け目のある葉もあって、北平本の前三者より後印である。旧京書影296297に、胡三省の通鑑積文弁誤後序の首と同卷

一首半葉を録する。

「太監／賀安／図書」、「京師図書／館收藏之印」。

二九四卷 通鑑積文弁誤一二卷 〔元〕刊

至明嘉靖三二年通修 八〇冊 中央図書館蔵

後補茶色表紙（二七・六×一七・六_{チセン}）。

首に胡三省の「新註資治通鑑序」がある。版心にしばしば補刊年記が入り、復旦大学の第二本に近いが、さらに嘉靖己酉（二八）年と嘉靖癸丑（三二）年加わり、前者に監生吳文明、王袍、馬彦、鄭応聘、蘇克温、胡来庭、王兼濟、顧伯圭らの名が附くが、「刊」とあっても国子監生であるから、版下抄手であって刻工ではあるまい。

通鑑の全卷末に、一連の司馬光の進書表から兩浙東路茶塩司関係の列銜まで、積文弁誤末に胡三省の「通鑑積文弁誤後序」がある。

「濟南周氏／籍書園印」「震甲／之章」〔陰〕「棟」〔籍書／園本〕〔陽〕、「李大猷／読書記」「李氏／蔵書」「名山堂」「義／州」〔古貝〕、「義州李／大猷石／孫鑑蔵」「李大／猷曾／觀」の諸印を捺す。

二九四卷 〔元〕刊〔明〕修 一六〇冊

故宫博物院（楊氏觀海堂）藏

淡香色表紙（二六×一七・六センチ）。

首に「新註資治通鑑序」。卷末の一連のものと通鑑積文弁誤

はない。

「多漢／居蔵」等の蔵印。

存卷五一〜五三

〔元〕刊 一冊

故宫博物院（楊氏觀海堂）藏

黒無地表紙（三二・一×一九・一センチ）。冊尾、卷五三の尾題

の次に、「宋版通鑑一本博古知今堂尾崎藏本也今茲有故買得秘蔵

矣天保五甲午五月上浣林氏珍賞（印）」と。

存通鑑積文弁誤一二卷 〔元〕刊 八冊 故宫博物院蔵

後補黄色絹表紙（二五・七×一七・三センチ）、襖装。

「五福／五代／堂宝」「八徵／寿念／之宝」「太上／皇帝／之

宝」「天祿／繼鑑」（陰）「天祿琳琅」「乾隆／御覧／之宝」（稿印）

印。天祿琳琅続目著録本。

二九四卷 通鑑積文弁誤一二卷 〔元〕刊〔明〕印

一〇〇冊 中央研究院歴史語言研究所蔵

後補藍色表紙（二七・八×一七・八センチ）に茶色覆表紙。

補写葉を混える。

「文武／之家」（陰）「徐氏／学書／蔵書」（陰）「羣碧／楼」（陰）印。

以上台北所在本については、北平本と他の一部を除いて、ほとんど中国訪書志に拠る。

未調査の大陸所在本は、諸書目による限りでは次のようにある。中国古籍善本書目の史部が刊行されれば、なおかなりの現存が明らかにされよう。

二九四卷 元刊明修 一六〇冊 北京図書館

存卷二三九〜二四一 元刊明印 一冊 北京大學図書館

二九四卷 元刊 一四八冊 北京大學図書館

二九四卷 元刊 八〇冊 北京大學図書館

存卷一・二・一〇〜二二 元刊明修 六冊 北京大學図書館

存通鑑積文弁誤一二卷 元刊 八冊 北京大學図書館

二九四卷通鑑積文弁誤一二卷 元刊明修 九八冊 南京図書館

存通鑑積文弁誤一二卷 元刊明修 六冊 南京図書館

なお、蔵園羣書経眼録に著録の王磐序があったらしい傅氏蔵の「元刊本」には、「曹溶」「潔躬」(陰)「小西齋」(陰)「三余堂圖書印」「懷玉印信」「趙氏億孫」の印、莫友芝・柯劭文・羅振玉・蔣斧・繆荃孫・曹元忠・董康・鄧邦述・翁斌孫の跋、莫棠・宝熙の題詩があるという。

結局、この本は、元の至元中に興文署で刊刻されたとは考えにくく、元の中期、一四世期に入ってからのもと思われる。

王国維説の通りとも断定はできないが、王氏の説はかなり正鵠と射ているといえよう。

明代には、嘉靖二四年(一五四五)に孔天胤等が杭州で無注本を刊行したが、その後は万曆二〇年(一五九二)の呉勉学刊本をはじめ、おおむね胡三省の音註本を用いるようになった。天啓五年(一六二五)序刊の陳仁錫評校本もこれに依拠し、釈文弁誤のほか、目錄三〇卷、外紀一〇卷、同目錄五卷、甲子会紀五卷、宋元通鑑一五七卷を併印している。次の崇禎一〇年(一六三七)刊本も含めて、必ずしも行格が一致するわけではないが、孔天胤刊本以来、いずれも元刊本と同じ一〇行二〇字である。

本来の元刊本の版木は明の南京国子監に収められたが、復旦

大図書館本、中央図書館本の上象鼻に「弘治二年国子監刊」「弘治三年国子監刊」「正徳十年重刊」と、下象鼻に「監生裴鳳録」「嘉靖元年補刊」等とある。嘉靖一〇年前後の南雍志経籍考に、好版一二四五塊、壞二九五一塊とあるのがおそらくこの版で、塊として枚数を示さないが、これを覆刻した清の胡克家本は八九三一葉であるといい、いずれにせよ好版は三分の一を割っている。その後も修補は続けられて、右の復旦大学図書館本、中央図書館本になお「嘉靖二十年補刊」「嘉靖二十一年刊」「嘉靖己酉年」(二八年)「嘉靖癸丑年補刊」(三二年)「嘉靖己未年補刊」(三八年)の補刊年記があるように、少くとも嘉靖中はこの本が南監で印行されていたようである。高振鋒 《資治通鑑》刊刻出版考(劉乃和・宗衍中編 司馬光与資治通鑑 吉林文史出版社 一九八六年刊)に、東北師範大学蔵の弘治元年から嘉靖三八年の并版本というのも、この元刊南監修補本であろう。ただし、この修の下限は該本を見る機会がなくて確めていない。

清嘉慶二一年(一八一六)に鄱陽の胡克家が元刊本を覆刻し、以後、校勘等において非常に重んじられるようになった。同治八年(一八六九)に江蘇書局がさらにこれを覆刻し、現在も上海古籍出版社がこれを影印しているが、胡氏本が精巧な覆刻で

あるのに対して、この方は句点を加えているものの字様が劣る。

和刻本もやはり胡三省音註本を底本としていて、長沢規矩也編 和刻本漢籍分類目によれば次のような本がある。

原存一一八巻（以下未刊） 陳仁錫校 寛政二年刊（医学院）

石川之襲等校 天保七年刊（覆明天啓、津藩有造館）

岡千仞（鹿門）点 明治一五〜一八年刊（活版 修道館）

岡松辰吾点（巻二二一〜二九四未刊カ） 有造館本

明治一五〜一七年刊（報告社）

山名善讓点 明治一七年刊（銅版 鳳文館）

資治通鑑二九四巻の本文の校勘は、清代の後期になってよう

やく本格的に行われるようになった。張敦仁の資治通鑑刊本識

誤三巻（独抱盧叢刊所収 金陵陳氏）、張瑛の通鑑宋本校勘記五巻元本

校勘記二巻（資治通鑑彙刻所収 江蘇書局）、能羅宿の胡刻通鑑校字記

四巻（豊城熊氏 民国 八年 一九一九刊）が相次いだ。張敦仁は通鑑紀事本末の宋刊

大字本と通鑑の明吳勉学刊本を用い、章鈺によればその訂補の

正文は宋本と暗合するところがあるという。張瑛は宋本は南宋

中期建刊本（紹興本と称する）と、元本は多くは胡注に対して

であるが、いわゆる興文署刊の原本を以て胡克家本を改め、熊

羅宿はやはり興文署本と胡克家本とを逐一讐校したとされる。

章鈺の胡刻通鑑正文校宋記の一九二八年の序によれば、兩張の校勘は功いまだ半ばに及ばず、二九四巻中に脱・誤・衍・倒

の四者で一万以上になり、うち脱文五二〇〇余があつて史事に

関係するところがすこぶる大きいという。そして章鈺は胡克家

本を底本に、傅氏の百衲本と四部叢刊の元覆南宋中期建刊本

（宋本と称する）、京師圖書館の南宋鄂州鵠山書院刊本の残五

巻（北宋広都進修堂刊本と称する）、それに明孔天胤刊本を参

校し、さらに三氏の校本を参照して、胡刻通鑑正文校宋記三〇

巻を大成したのであるが、その校記は七千数百条にのぼると記

している。したがって、ごく部分的にはともかく、全巻にわた

るものとしては、現在も章氏の労作をもっとも尊重すべく、も

っとも通行している一九五六年中華書局刊の校点本に、これが

【】内に附印されている。ただ、章氏の用いた宋本のうち、

紹興三年兩浙東路茶塩司刊本は百衲本に含まれるものだけであ

るから、これを他の全巻に及ぼすことが今後の課題である。

なお、註の集大成としては、一九六六年に台湾商務印書館刊

の李宗侗・夏德儀等編の資治通鑑今註が出版されたことも周知

〔追記〕再校刷と同時に、本文中に未刊と称していた新編の北京図書館古典善本書目が到着した。前目に較べて増補が多いうえに、一本ごとに行格等も誌されていて、ほぼ版式の別がわかり、既述のように分類できる。それを必要な範囲に略して、ここに追記する。

南宋中期建刊一行二一字本・元覆南宋中期建刊本

二九四卷（一部配清抄本） 白口 一二〇冊

存九四卷 白口 七二冊

存九二卷 白口 三三冊

存一五卷（卷二二～三六） 細黒口 五冊

前三本については四二頁に存巻次も示しつつ触れたようにおそらくこの覆刻本、新出の細黒口の一五巻五冊本が南宋中期の原刊本かと思われるが、推察の域を出ない。

南宋前期鄂州鶴山書院刊本（一一行一九字）

存七七卷（巻四・五・九～一二・一五～一七・二四～二九・三

九～五九・六三～六五・七六～八〇・一四八・一四九・一五

六・一五八～一六九・一七七～一七九・二一八・二二〇・二

四二・二四三・二四五～二四七・二五〇・二五二・二五三・

二七一・二八四～二八七） 白口 二九冊

存三卷（巻七四・七五・二二〇） 白口 三冊

存一卷（巻二七〇） 白口 一冊

存三巻本だけが旧目に著録されていたが、宋刻本とあるだけで、この版とはわからなかった。このたび一行一九字白口とあってこの本と推定され、二本が加えられた。

元至元二八年福建魏天祐刊本（覆南宋鶴山書院刊本）

存七二巻目錄四巻（巻七：八・七四～八一・八四・九〇～九二

・一一五・一一六・一二〇・一二二・一二六～一二八・一三

二・一三三・一四五～一四七・一六〇～一六三・一六五・一

六九・一七二～一七四・一八〇・一八一・一八七～一九七・

二二一・二二五・二二七・二四〇～二四二・二四六～二四八

・二五一・二五四・二五五・二六四～二六六・二七八～二八

〇・二八三 目錄一〇～二二 二七冊

南宋鶴山書院刊本は有無がわからないが、元魏天祐刊本は目錄とともに刊刻されたらしく、本書目も目錄三〇巻と標記する。

今回は東京、天理、台北、上海、北京の多くの図書館・

文庫で、貴重書の調査の機会を特に与えられた。関係の方

々のご厚意に、深く謝意を表したい。